

1. 資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）平成17年度実績（平成18年4月1日現在）

【品目コード】						
(紙類)	11. 新聞	12. 雑誌	13. 段ボール	14. 紙バック	15. 紙製容器包装（包装紙、紙袋、菓子箱等）	16. 雑がみ（紙製容器包装に限らずその他紙類として）
(金属)	21. スチール缶	22. アルミ缶	23. 小型金属（鍋など）	24. 大型金属		
(ガラス)	31. 生ビン	32. 無色ビン	33. 茶色ビン	34. その他の色のビン		
(ペットボトル・プラスチック)	41. P E T	42. 白色トレイ	43. (白色トレイ以外の)	プラスチック製容器包装	44. その他プラ(プラスチック製容器包装以外)	
(その他)	51. 布類	52. 生ごみ	53. 廃食油	54. 剪定枝	55. その他	

市町村名	(1) 収集品目	(2) 収集方法							(3) 処理方法				
		①（ステーション）					②（戸別回収）	③拠点回収等	①そのまま売却	②自ら処理後売却	③処理委託後売却	④（財）容器包装リサイクル協会ルート	その他 (売却しないで処理のみ等)
		(S Tに設置・用意する) コンテナ、網袋、麻袋等	市町村指定袋	(市町村指定袋でない) 袋等	ひもで縛る	その他							
千葉市	21 22 31 32 33 34 41	21 22 31 32 33 34 41									21 22 23 24 31 32 33	34 41	
銚子市	11 12 13 14 15 21 22 32 33 34 41 42 43		21 22 32 33 34 41 42 43 <指定袋は「資源」の1種。かん、びん、P E T、プラ別に収集日を分けて回収>		11 12 13 15			14：支所出張所等で拠点回収 44：指定スーパー等で拠点回収	11 12 13 14 15	21 22	32 33 34	41 43 44	
市川市	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34(黒・青) 41 42 43 51	21 22 31 32 33 34	21 22：「空きカン用」指定袋または中身の見える袋 31 32 33 34：「空きビン用」指定袋または中身の見える袋 41 42 43 44「プラスチック製容器包装用」の指定袋	21 22：「空きカン用」指定袋または中身の見える袋 31 32 33 34：「空きビン用」指定袋または中身の見える袋 51：透明の袋	11 12 13 14			14 21, 22 31, 32, 33, 34, 41	11 12 13 14 51		21 22 31 32 33	34 41 42 43	
船橋市	21 22 23 31 32 33 34 41	21 22 23 31 32 33 34						41:出張所、公民館、回収協力店（酒販店など）の回収ボックスによる拠点回収			21 22 23 31 32 33	34 41処理委託後に(財)日本容器包装リサイクル協会に引渡し	
館山市	11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 42 (金属類21～24, ガラス類31～34は不燃物として一括収集し、クリーンセンターで分別している)			21 22 23 24 31 32 33 34 (金属類21～24, ガラス類31～34は不燃物として一括収集し、クリーンセンターで分別している。「金属類の日」「ガラス類の日」などごみ種によって収集日はちがう) 41 44 透明・半透明の中身の見える袋 (スーパーのレジ袋など) で収集	11 12 13 14				11 12 13 14	21 22 23 24 31 32 33 34		41 42	
木更津市	11 12 13 14 15 16 21 22 31 32 33 34 41 42 43 51		21 22 31 32 33 34 41 42 43 (21～41:「びん・かん・ペットボトル」一括専用袋で収集し、収集後に選別) (42～43:「容器包装プラスチック専用」袋で収集)		11 12 13 14 15 16 51						11 12 13 14 15 16 21 22 51	31 32 33 34 41 42 43 44	
松戸市	11 12 13 14 15 21 22 23 31 32 33 34 41 42 43 51			21 22 23 31 32 33 34 42 43 (ビニール袋、ポリ袋、レジ袋で収集。黒いビニール袋は禁止)	11 12 13 14 15 51			41:協力店舗（大型スーパー等）で拠点回収	11 12 13 14 15	21 22 23 31 32 33 51		34 41 42 43	
野田市	(11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 44 51 52 →自治会等の公共的団体が主となり実施する『集団資源回収』による回収。 収集は市の委託業者が行い、処理は市が容リ協へ委託。) 54→個別対応	21 22 31 32 33 34 41			11 12 13 14 51		54	41 42 44 協力店舗による拠点回収	32 33			34 41	54(堆肥化) 11 12 13 14 21 22 23 24 31 51 (収集運搬を委託している再資源化事業協同組合が独自のルートで処理施設へ搬入している。)
茂原市 (長生広域)	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 51 55(乾電池)	21 22 31 32 33 34 41		55 (乾電池)	11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 41	55

1. 資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）平成17年度実績（平成18年4月1日現在）

【品目コード】	
（紙類）	11. 新聞 12. 雑誌 13. 段ボール 14. 紙バック 15. 紙製容器包装（包装紙、紙袋、菓子箱等） 16. 雑がみ（紙製容器包装に限らずその他紙類として）
（金属）	21. スチール缶 22. アルミ缶 23. 小型金属（鍋など） 24. 大型金属
（ガラス）	31. 生ビン 32. 無色ビン 33. 茶色ビン 34. その他の色のビン
（ペットボトル・プラスチック）	41. P E T 42. 白色トレイ 43. （白色トレイ以外の）プラスチック製容器包装 44. その他プラ（プラスチック製容器包装以外）
（その他）	51. 布類 52. 生ごみ 53. 廃食油 54. 剪定枝 55. その他

市町村名	(1) 収集品目	(2) 収集方法					(3) 処理方法						
		①（ステーション）					②（戸別回収）	③拠点回収等	①そのまま売却	②自ら処理後売却	③処理委託後売却	④（財）容器包装リサイクル協会ルート	その他 （売却しないで処理のみ等）
		（S Tに設置・用意する）コンテナ、網袋、麻袋等	市町村指定袋	（市町村指定袋でない）袋等	ひもで縛る	その他							
成田市	21 22 23 24 31 32 33 34 41 55（廃乾電池）		21 22 23 31 32 33 34 ビン・カン・ガラス（赤い袋）	55(廃乾電池)（乾電池用袋は金物・陶磁器類の指定袋(黄色)の入っていた外袋を使用をすすめている)		24		41 拠点（店頭）回収	31 32 33 34	21 22 23 24		41	55(資源化処理の委託。売却ではない)
成田市 （下総、大栄地区）	21 22 31 32 33 34 41		21 22 31 32 33 34 ビン・カン(黄色袋)						31 32 33 34	21 22		41	
佐倉市 （処理の一部は佐倉・酒々井清掃組）	11 12 13 15 21 22 23 24 32 33 34 41 42 43 51 53 55（乾電池、蛍光管）		15 21 22 32 33 34 43(42を含む)	51	11 12 13		23 24	41：店頭拠点による容器（ボックス）回収 53：公共施設拠点による容器（ボックス）回収 55：乾電池は公共施設拠点による容器（ボックス）回収 蛍光管は公共施設及び店頭拠点による容器（ボックス）回収	11 12 13 53	21 22 23 24 32 33 34		容リ法指定法人ルート：15 41 43	51（処理委託後有効利用。売却ではない） 55(資源化処理の委託。売却ではない)
東金市 （東金市外三町清掃組合）	11 12 13 21 22 23 31 32 33 51		21 22 23 31 32 33 41 ＜資源ごみ専用の指定袋。ごみ種ごとの収集日＞					拠点回収（リサイクル倉庫を市内8ヶ所に設置） 11 12 13 51	21 22	23 24	41	32 33 34	無償で業者引取り 11 12 13 51
旭 市	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 43 51		21 22（カン専用） 31 32 33 34（ビン専用） 41（ペットボトル専用） 43（プラスチック製容器包装専用）	51	11 12 13 14 51				11 12 13 14 51	21 22	31 32 33 43	34 41	
習志野市	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 42 51			21 22 31 32 33 34 41 51 ＜透明又は半透明の袋＞	11 12 13 14			42 公共施設で拠点回収	11 12 13 14 51	21 22 31 32 33 41		34 42	
柏 市	11 12 13 14 15 16 21 22 23 24 31 32 33 34 41 42 43 51	21 22 23 31 32 33 34 41	42 43		11 12 13 14 15 16 51	24（そのまま出す）			51		11 12 13 14 15 16 21 22 23 24 31 32 33 41	34 42 43	
勝浦市	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51	31 32 33 34	21 22 41		11 12 13 14 51				11 12 13 14 51	21 22	31 32 33 34 41		
市原市	11 12 13 14 16 21 22 31 32 33 34（緑色等） 41 51	21 22 31 32 33 34			11 12 13 14 16 51			41 市内30箇所で拠点回収	11 12 13 14 16 31 51	21 22	41	32 33 34 41	
流山市	11 12 13 14 15 16 21 22 32 33 34 41 43 51			21 22 32 33 34 41 43 ＜透明又は半透明の袋＞	11 12 13 14 15 16 51				11 12 13 14 15 16 51	21 22 41 43		32 33 34	
八千代市	11 12 13 14 15 16 21 22 23 31 32 33 41（42） 51	21 22 23 31 32 33 34 41			11 12 13 14 15 16			42 スーパー、公民館で拠点回収	11 12 13 14 15		21 22 31 32 33 41	34	
我孫子市	11 12 13 14 15 16 21 22 23 24 31 32 33 34 41 41 42 43 51 53 55(電池、蛍光管、バッテリー)	21 22 31 32 33 34 41 53 55（乾電池、蛍光灯、バッテリー）		42 43 ＜レジ袋、または半透明のビニール袋に全種類をまとめて入れる。大きい発砲スチロールはそのまま出す＞	11 12 13 14 15 16 51	23 24（そのまま出す）			11 12 13 14 15 16 21 22 23 24 51 53		32 33 34 41 42 43		56は処分の委託
鴨川市 （一部の地域は鴨川市和田町環境衛生組合）	11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 41 42 44 51 55（乾電池）		21 22 23 32 33 34 41 55(乾電池) ＜指定袋：資源ごみ用1種 ごみ種によって収集日を分ける＞ ＜23の小型金属については不燃物で収集している＞		11 12 13 14 42 44 51				11 12 13 14 21 22 23	42 44		＜中間処理を委託後リサイクル協会へ＞ 41 （選別等も委託） 32 33 34	51 55

1. 資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）平成17年度実績（平成18年4月1日現在）

【品目コード】

（紙類）	11. 新聞	12. 雑誌	13. 段ボール	14. 紙バック	15. 紙製容器包装（包装紙、紙袋、菓子箱等）	16. 雑がみ（紙製容器包装に限らずその他紙類として）
（金属）	21. スチール缶	22. アルミ缶	23. 小型金属（鍋など）	24. 大型金属		
（ガラス）	31. 生ビン	32. 無色ビン	33. 茶色ビン	34. その他の色のビン		
（ペットボトル・プラスチック）	41. P E T	42. 白色トレイ	43. （白色トレイ以外の）	プラスチック製容器包装	44. その他プラ（プラスチック製容器包装以外）	
（その他）	51. 布類	52. 生ごみ	53. 廃食油	54. 剪定枝	55. その他	

市町村名	(1) 収集品目	(2) 収集方法						(3) 処理方法					
		①（ステーション）					②（戸別回収）	③拠点回収等	①そのまま売却	②自ら処理後売却	③処理委託後売却	④（財）容器包装リサイクル協会ルート	その他 （売却しないで処理のみ等）
		（S Tに設置・用意する）コンテナ、網袋、麻袋等	市町村指定袋	（市町村指定袋でない）袋等	ひもで縛る	その他							
鎌ヶ谷市 （柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）	11 12 13 14 16 21 22 23 24 31 32 33 34 41 43 51	41	42 43（プラスチック製容器包装ごみ専用）	21 22 23 31 32 33 34 ＜中身の見える袋＞	11 12 13 14 16 31 32 33 34 51		24				11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 41, 51	34, 42, 43	24
君津市	11 12 13 14 15 16 21 22 31 32 33 34 41 43 51 54	21 22 31 32 33 34		41：透明の袋（厳守） 43：透明または半透明の袋白色のレジ袋でも可 51：透明の袋で出すか紐で縛る	11 12 13 14 15 16 51：透明の袋で出すか紐で縛る		54	41については透明袋、43については透明又は半透明袋。	11 12 13 14 15 16 31 51	21 22	54	32 33 34（その他のびん） 41 43	
富津市	11 12 13 14 15 21 22 23 32 33 34 41 43 51		21 22 23 32 33 34 41 →市指定資源ごみ専用袋 43→市指定容器包装プラスチック専用袋		11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51		21 22 23	32 33 34 41 43 （処理委託後指定法人へ）	
浦安市	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 44 51 53	21 22 31 32 33 34 41			11 12 13		11 12 13	14 15 44 51 54：市役所、各公民館で拠点回収	14 31 51 53（せっけんの街へ売却）	11 12 13 15 （紙類、分別・圧縮後売却） 21 22 32 33 41		34（その他色のカレット） 41	
四街道市	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 51	21 22 31 32 33 34			11 12 13 51			41：公共施設及び指定店舗で拠点回収	11 12 13 14 51		21 22 31	32 33 34 41	
袖ヶ浦市	11 12 13 14 16 21 22 23 24 32 33 34 41 51 53			21 22 23 24 32 33 34 41 ＜透明又は半透明の袋＞ （※23 24は不燃物として収集し、選別後資源化）	11 12 13 14 16 51			常設のステーションとは別に各自治会の資源回収場所にて分別回収を実施 コンテナ：21 22 32 33 34 容器：53 ネット：41 ひもで結ぶ：11 12 13 14 16 51	11 12 13 14 16	21 22 23 24		有価売却又は無償引取り 11 12 13 14 16 21 22 51 53	有価売却又は無償引取り 11 12 13 14 16 21 22 51 53
八街市	11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41			21 22 23 31 32 33 34 （34は収集後中間処理業者側で分別）	11 12 13 14			24 市クリーンセンターに直接搬入か有料戸別回収	11 12 13 14 23 24	21 22	31 32 33 34 41		
印西市	11 12 13 14 16 21 22 31 32 33 34 41 42 43 51 53	21 22 31 32 33 34 41	42 43 ＜市指定ごみ袋（薄黄色）＞	51透明の袋に入れるか市の指定ごみ袋（薄黄色）に「布」と記入	11 12 13 14 16 （16雑紙は紙袋に入れてだしてもよい）			53：公共施設で拠点回収 14：S Tの他公共施設でも回収	11 12 13 14 16 51 53		21 22 31 32 33 34	41 42 43	
白井市	11 12 13 14 16 21 22 31 32 33 34 41 42 43 51 53	21 22 31 32 33 34 41	43(42含む) ＜市指定ごみ袋（薄黄色）＞	51 ＜透明か半透明の袋＞	11 12 13 14	16		53：役所、公民館等に回収ボックスを設置	11 12 13 14 16 51			31 32 33 34 41 42 43	21 22処理業者引渡し（売却でない） 53再生事業者者に引渡し
富里市	14 21 22 31 32 33 34 41		21 22 ＜市指定ごみ袋（不燃）カン類は他の不燃物類と一緒に収集し、クリーンセンターで分別する＞ 31 32 33 34 41 ＜市指定ごみ袋（その他）＞					14：市内18ヶ所に設置の回収BOXにて拠点回収	14	21 22 31		32 33 34 41	
南房総市	11, 12, 13 21, 22, 23, 24 32, 33, 34 41, 43, 44 51			21, 22, 23, 32, 33, 34, 41, 43, 44	11, 12, 13, 51		24		11, 12, 13, 21, 22, 23, 24			32, 33, 34, 41, 43	44, 51
匝瑳市	11 12 13 14 15 16 21 22 23 32 33 34 41 42 43 51		11 12 13 14 15 16 21 22 23 32 33 34 41 42 43 51 （紙類はひもで縛り指定シールを貼る）								11 12 13 21 22 23	15 32 33 34 41 42 43	
香取市 （旧佐原市域）	11 12 13 14 21 22 32 33 34 41 51		21 22 32 33 34 41 （市町村指定袋「資源」）	51 （透明・半透明の袋）	11 12 13 14					21 22 32 33 34	11 12 13 14 51	41	

1. 資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）平成17年度実績（平成18年4月1日現在）

【品目コード】

（紙類）	11. 新聞	12. 雑誌	13. 段ボール	14. 紙バック	15. 紙製容器包装（包装紙、紙袋、菓子箱等）	16. 雑がみ（紙製容器包装に限らずその他紙類として）
（金属）	21. スチール缶	22. アルミ缶	23. 小型金属（鍋など）	24. 大型金属		
（ガラス）	31. 生ビン	32. 無色ビン	33. 茶色ビン	34. その他の色のビン		
（ペットボトル・プラスチック）	41. P E T	42. 白色トレイ	43. （白色トレイ以外の）	プラスチック製容器包装	44. その他プラ（プラスチック製容器包装以外）	
（その他）	51. 布類	52. 生ごみ	53. 廃食油	54. 剪定枝	55. その他	

市町村名	(1) 収集品目	(2) 収集方法						(3) 処理方法					
		①（ステーション）					②（戸別回収）	③拠点回収等	①そのまま売却	②自ら処理後売却	③処理委託後売却	④（財）容器包装リサイクル協会ルート	その他 （売却しないで処理のみ等）
		（S Tに設置・用意する）コンテナ、網袋、麻袋等	市町村指定袋	（市町村指定袋でない）袋等	ひもで縛る	その他							
香取市 （旧小見川町、 山田町域） （香取市東庄町清掃組合）	13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 54	54(不燃物処理場)	41	21 22 23 24 31 32 33 34	13			14	13 14 23 24 54	21 22	41	31 32 33 34	
香取市 （旧栗源町） （収集→町 処理→香取広域）	11 12 13 14 21 22 23 31 32 33 34 41 51		21 22 31 32 33 34 （不燃物（ビン・カン）用） 41 （ペットボトル専用）					11 12 13 51：（集団回収） 14：各学校、役場で拠点回収		21 22 23 31 32 33 34 （香取広域）		41	11 12 13 14 51
山武市 （旧成東町） （収集→町 処理→東金市外三市町清掃組合）	11 13 14 21 22 23 24 31 32 33 41		21 22 23 24 31 32 33 41 ＜資源ごみ専用の指定袋。ごみ種ごとの収集日＞					11 13 14	11 13 14 21 22 41		23 24 31 32 33		
山武市 （旧山武町、旧蓮沼村、 旧松尾町） （山武郡環境衛生組合）	11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 41 44 51		11 12 13 14 ＜指定袋（資源）・袋は1種類だが紙の種類ごと分別して出す。ダンボール等大きいものは小さく切って袋に入れる。＞ 21 22 23 32 33 34 ＜指定袋（資源）・カンとビンは同じ袋で出す＞ 41 44 51 ＜指定袋（資源）・袋は1種類だがごみの種類ごと分別して出す。＞						11 12 13 14 41 44 51	21 22 23			
いすみ市	11、12、13、14、15、 21、22、23、24、 31、32、33、34、 41		21、22、23、 32、33、34、 41		11、12、13、14、15		24		11、12、13、14、15、16、 24、 31	21、22、23、 31		32、33、34 41、	
酒々井町 （収集→町 処理→佐倉市・酒々井町清掃組合）	21 22 23 24 32 33 34（青・黒） 41 55（蛍光灯・電池）		21 22 23 32 33 34 ＜町指定ごみ袋（その他）＞				24	41,55：指定店舗、役場窓口で拠点回収 ※紙類は集団回収で集める		21 22 23 24 32 33 34 55 （一部事務組合）		41	
印旛村 （収集→村 処理→印西地区環境整備事業組合）	11 12 13 14 21 22 31 32 33 41 51		21 22 31 32 33 41 ＜村指定ごみ袋（資源）＞		11 12 13 14 51							11 12 13 14 21 22 31 32 33 41 51（委託業者による中間処理）	（委託業者による処理） 11 12 13 14 21 22 31 32 33 41 51
本埜村 （収集→村 処理→印西地区環境整備事業組合）	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 51		21 22 31 32 33 34 ＜村指定ごみ袋（燃やせないごみ用）＞		11 12 13 14 51					11 12 13 21 22 31 32 33 34			
栄 町 （収集→町 処理→印西地区環境整備事業組合）	11 12 13 14 15 16 21 22 31 32 33 34 41 42 43 51		21 22 31 32 33 34 41 42 43 51 ＜町指定ごみ袋（資源ごみ専用）＞	14 15 16 （紙袋に入れ、「資源物専用シール」を貼る）	11 12 13 14 15 16 51 （紐で縛って「資源ごみ用シール」を貼る）				11 12 13 14 売却益を委託費に還元している		21 22 処理委託後売却し、売却益を委託費に還元している	41	15 16 23 24 31 32 33 34 42 43 51
神崎町 （収集→町 処理→北総西部衛星組合）	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51		21 22 31 32 33 34 ＜町指定ごみ袋（不燃物（ビン・カン）用）＞ 41 ＜町指定ごみ袋（ペットボトル専用）＞					拠点回収： 11 12 13 14 51		21 22 31 32 33 41 （一部事務組合）			逆有償 11 12 13 14 51
多古町	11 12 13 14 15 16 21 22 23 31 32 33 34 41 42 43 51		21 22 23 32 33 34 41 42 43 51 ＜一部事務組合指定ごみ袋（資源ごみ用）＞		11 12 13 14 15 16 紐で縛り、「資源ごみシール」を貼る						11 12 13 21 22 23	15 32 33 34 41 42 43	
東庄町	13 14 21 22 23 24 31 32 33 34（黒、緑） 41 54 55(シンチュウ)	21 22 23 24 31 32 33 34（黒、緑） 54 55(シンチュウ)	41 ＜町指定ごみ袋（ペットボトル専用）・各地区のリサイクルS Tに出す＞	13(各地区のリサイクルS Tに出す)				14：指定店舗、役場、小中学校に設置の専用ボックスによる拠点回収	13 14 23 24 54 55(シンチュウ)	21 22 31 32 33 34 （一部事務組合）	41		

1. 資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）平成17年度実績（平成18年4月1日現在）

【品目コード】

（紙類）	11. 新聞	12. 雑誌	13. 段ボール	14. 紙バック	15. 紙製容器包装（包装紙、紙袋、菓子箱等）	16. 雑がみ（紙製容器包装に限らずその他紙類として）
（金属）	21. スチール缶	22. アルミ缶	23. 小型金属（鍋など）	24. 大型金属		
（ガラス）	31. 生ビン	32. 無色ビン	33. 茶色ビン	34. その他の色のビン		
（ペットボトル・プラスチック）	41. PET	42. 白色トレイ	43. （白色トレイ以外の）プラスチック製容器包装	44. その他プラ（プラスチック製容器包装以外）		
（その他）	51. 布類	52. 生ごみ	53. 廃食油	54. 剪定枝	55. その他	

市町村名	(1) 収集品目	(2) 収集方法						(3) 処理方法					
		①（ステーション）					②（戸別回収）	③拠点回収等	①そのまま売却	②自ら処理後売却	③処理委託後売却	④（財）容器包装リサイクル協会ルート	その他 （売却しないで処理のみ等）
		（S Tに設置・用意する）コンテナ、網袋、麻袋等	市町村指定袋	（市町村指定袋でない）袋等	ひもで縛る	その他							
大網白里町 （収集→町 処理→東金市外三町清掃組合）	11 12 13 14 21 22 32 33 34 41 51 53 55（蛍光灯、乾電池）		21 22 32 33 34 41 55（蛍光灯、乾電池） ＜資源ごみ専用の指定袋。ごみ種ごとの収集日＞				24	11 12 13 14 51 55 拠点回収（町内3箇所にリサイクル回収倉庫設置） 53 毎月第2、第4日曜日に町内3箇所で回収	21 22 41 53	23 24		32 33 34	無償で業者引取り 11 12 13 14 51
九十九里町 （収集→町 処理→東金市外三町清掃組合）	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41		41 ＜資源ごみ専用の指定袋。＞					拠点回収 11 12 13 14 21 22 53 路線回収（STでなく、道路沿いに出して回収） 21 22 31 32 33 34	21 22 41 53	23 24		32 33 34	無償で業者引取り 11 12 13 14
芝山町 （山武郡環境衛生事業振興組合）	11 12 13 14 21 22 23 24 32 33 34 41 42 51		11 12 13 14 ＜指定袋（資源）・袋は1種類だが紙の種類ごと分別して出す。ダンボール等大きいものは小さく切って袋に入れる。＞ 21 22 23 24 32 33 34 ＜指定袋（資源）・カンとピンは同じ袋で出す＞ 41 42 51 ＜指定袋（資源）・袋は1種類だがごみの種類ごと分別して出す。＞						11 12 13 14 41 42 51	21 22 23 24		32 33 34	
横芝光町（旧光町域分） （八日市場市ほか三町環境衛生組合）	11 12 13 14 15 16 21 22 23 32 33 34 41 42 43 51		11 12 13 14 15 16 （ひもで縛り資源ごみシールを貼る） 21 22 23 32 33 34 41 42 43 51 ＜市指定資源ごみ専用の指定袋＞		11 12 13 14 15 16 （ひもで縛り資源ごみシールを貼る）＞						11 12 13 21 22 23	15 32 33 34 41 42 43	
横芝光町 （旧横芝町域） （山武郡環境衛生事業振興組合）	11 12 13 14 21 22 23 24 32 33 34（緑、黒） 41 42 51		11 12 13 14 ＜指定袋（資源）・袋は1種類だが紙の種類ごと分別して出す。ダンボール等大きいものは小さく切って袋に入れる。＞ 21 22 23 24 32 33 34 ＜指定袋（資源）・カンとピンは同じ袋で出す＞ 41 42 51 ＜指定袋（資源）・袋は1種類だがごみの種類ごと分別して出す。＞						11 12 13 14 41 42 51	21 22 23 24		32 33 34	
一宮町 （長生都市広域市町村圏組合）	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 51 55（乾電池）	21 22 31 32 33 34 41		55（乾電池）	11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 41	55
睦沢町 （長生都市広域市町村圏組合）	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 51 55（乾電池）	21 22 31 32 33 34 41		55（乾電池）	11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 41	55
長生村 （長生都市広域市町村圏組合）	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 51 55（乾電池）	21 22 31 32 33 34 41		55（乾電池）	11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 41	55

1. 資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）平成17年度実績（平成18年4月1日現在）

【品目コード】

（紙類）	11. 新聞	12. 雑誌	13. 段ボール	14. 紙バック	15. 紙製容器包装（包装紙、紙袋、菓子箱等）	16. 雑がみ（紙製容器包装に限らずその他紙類として）
（金属）	21. スチール缶	22. アルミ缶	23. 小型金属（鍋など）	24. 大型金属		
（ガラス）	31. 生ビン	32. 無色ビン	33. 茶色ビン	34. その他の色のビン		
（ペットボトル・プラスチック）	41. PET	42. 白色トレイ	43. （白色トレイ以外の）プラスチック製容器包装	44. その他プラ（プラスチック製容器包装以外）		
（その他）	51. 布類	52. 生ごみ	53. 廃食油	54. 剪定枝	55. その他	

市町村名	(1) 収集品目	(2) 収集方法						(3) 処理方法					
		①（ステーション）					②（戸別回収）	③拠点回収等	①そのまま売却	②自ら処理後売却	③処理委託後売却	④（財）容器包装リサイクル協会ルート	その他 （売却しないで処理のみ等）
		（S Tに設置・用意する）コンテナ、網袋、麻袋等	市町村指定袋	（市町村指定袋でない）袋等	ひもで縛る	その他							
白子町 （長生郡市広域市町村圏組合）	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 51 55(乾電池)	21 22 31 32 33 34 41		55（乾電池）	11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 41	55
長柄町 （長生郡市広域市町村圏組合）	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 51 55(乾電池)	21 22 31 32 33 34 41		55（乾電池）	11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 41	55
長南町 （長生郡市広域市町村圏組合）	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 51 55(乾電池)	21 22 31 32 33 34 41		55（乾電池）	11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 41	55
大多喜町	11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 42 43 53			21 22 23 24 ＜缶類を入れる袋はどんな袋でもかまわない＞ 32 33 34 ＜びんの色ごとに分けて中身のわかる袋を出す＞ 41 42 43 ＜PET、プラごとに分けて中身のわかる袋を出す＞ 53 ＜油の入っていた容器やPETに入れて出す＞	11 12 13 14				11 12 13 14 21 22 23 24 31 53	21 22 32 33 34 41	42 43		
御宿町	11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 41 42 43 51			21 22 23 ＜21, 22 缶類を出す。23金属類を出す＞ 32 33 34 ＜無色、茶色、その他色ごとに袋を分けて出す＞ 41 42 43 ＜PET、発砲トレイ、その他プラごとに袋を分けて出す＞	11 12 13 14				11 12 13 14	21 22 23 41			自ら処理後逆有償 32 33 34 42 43
鉾南町 （鉾南地区環境衛生組合）	11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41		23	11 12 13 14 51		24		11 12 13 14 23 24 31 51	21 22		32 33 34 41	

2. 集団回収（助成金等の状況等）平成17年度実績

市町村名	補助品目と単価		補助金交付額		実施団体数・回収量(kg)											集団収集における収集から処理に関しての市町村等の関係
					小学校等		町内会・自治会		子ども会		その他			合計		
	回収団体	回収業者	回収団体（円）	回収業者（円）	団体数	回収量（k g）	団体数	回収量（k g）	団体数	回収量（k g）	団体の種類	団体数	回収量（k g）	団体数	回収量（k g）	
千葉市	3円/kg 新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・古繊維	4円/kg 新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・古繊維	77,828,250	103,771,000	109	6,911,740	424	9,785,870	246	5,791,230	マンション管理組合他	148	3,453,910	927	25,942,750	ア
銚子市	4円/kg 鉄類・アルミ・紙類・ビン	2円/kg	6,238,932	3,188,446	13	147,754	30	752,800	29	364,594	老人クラブ、婦人会	14	329,075	86	1,594,223	ア
市川市	3円/kg ビン・カン・紙類・布類	1円/kg：カン、雑ビン 4円/kg：紙類、布類 15円/kg：生ビン（リターナブルビン）	20,241,993	22,514,860	29	1,168,843	58	1,702,154	62	1,597,705	マンション、婦人会、高齢者クラブ	110	2,278,629	259	6,747,331	基本的にはアであるが、一部を市の直営で回収している
船橋市	3円/kg 新聞・雑誌・ダンボール、古着	回収必要経費の不足分を助成（40業者）	85,482,600	137,896,890			31	28,494,200			公共施設		229,470	31	28,723,670	ア
館山市	集団回収の実施なし															
木更津市	3円/kg 紙類、繊維類、ビン類	2.25円/kg 紙類、繊維類、ビン類	5,366,292	3,577,528	15	592,877	13	221,289	35	909,752	ボランティア団体	5	64,846	68	1,788,764	ア
松戸市	紙類 2円/kg 缶類 2円/kg その他金属 2円/kg ガラス類 2円/kg ペットボトル 10円/kg	紙類 2～2.5円/kg 缶類 12円/kg その他金属 19.5円/kg ガラス類 11円/kg ペットボトル 62円/kg	紙類 42,593,260 缶類 4,897,184 その他金属 2,587,338 ガラス類 5,779,272 PET 11,339,600 計 67,196,654	紙類 50,659,420 缶類 29,383,104 その他金属 25,226,545 ガラス類 31,785,996 PET 70,305,520 計 207,360,585	29	650,540	215	21,209,148	54	2,949,906	管理組合、老人会、社宅等	145	4,252,893	443	29,062,487	ア
野田市	3円/kg：紙類、繊維類、金属類、生びん 5円/kg：ペットボトル 10円/kg：雑ビン 18円/kg：空き缶	3円/kg：繊維類、雑紙 3.5円/kg：新聞、紙パック 13円/kg：空き缶 19円/kg：金属類 20円/kg：雑ビン PETは定額 260万/月		100,000	7	33,773	335	10,013,648	2	50,171				344	10,097,592	イ 自治会等が排出したものを行政の委託業者が収集し住民に助成金を交付する。
茂原市	0.5円/kg：布 1円/kg：雑誌 2円/kg：紙パック 2.5円/kg：ダンボール 4.5円/kg：新聞 8円/kg：ビン類 106.2円/kg：アルミ缶 スチール缶（4～9月：20.3円/kg、10～3月 18.5円/kg）	布類：82,119円 雑誌：1,281,555円 紙パック：28,632円 ダンボール：2,069,466円 新聞：13,857,481円 ビン類：423,277円 アルミ：4,762,362円 スチール：6,293,269円			31	236,769	236	6,341,759	9	192,339	長寿会、婦人会	42	196,295	318	6,967,162	イ
成田市	10円/kg 紙、布、缶、ビン、金属類、ペットボトル	17年度は、資源物の回収を業務委託としたため、補助金はなし。	22,939,660	回収委託料として 30,688,875円	20	570,292	62	876,571	48	734,483	老人会、福祉施設	8	112,620	138	2,293,966	ウ 任意団体（自治会等）が排出した資源物を行政が回収・売却を業者に委託。売上金は市の歳入（17年度のみ）
成田市 （旧下総町）	新聞紙 4円/kg 雑誌 2円/kg 段ボール 4円/kg 古着類 5円/kg	新聞紙 2円/kg 雑誌 3円/kg 段ボール 2円/kg 古着類 2円/kg	429,855	321,170	4	81,264	7	36,611	3	19,734				14	137,609	ア
成田市 （旧大栄町）	kg/5円 新聞紙、雑誌、段ボール 古着類、ビン、カン	—	300,000	—	5	190,468	0	0	1	10,770		0	0	6	201,238	ア
佐倉市	4円/kg 新聞、雑誌、ダンボール、古繊維、紙パック、ビン、カン	4円/kg 新聞、雑誌、ダンボール、古繊維、紙パック	33,700,048	33,674,092	14	753,440	38	1,559,896	123	5,701,936	婦人会等	20	409,740	195	8,425,012	ア
東金市	行政関与なし															
旭市	実施なし															
習志野市	5円/kg：ビン、缶、新聞、雑誌、紙パック、段ボール、古着	5円/kg：ビン、缶、新聞、雑誌、紙パック、段ボール、古着	28,126,475	28,126,475	41		72		17					130	5,625,295	ウ 任意団体が回収業者と直接取引する。 ア
柏市	平成17年度は行政の補助を行っていない															
勝浦市					11	174,055								11	174,055	ア
市原市	4円/kg：カン、ビン、古紙、布、金属 10円/kg：ペットボトル	4円/kg：カン、金属、布、生ビン 6円/kg：古紙 10円/kg：雑ビン 30円/kg：ペットボトル	20,587,706	31,239,570	72	2,516,247	53	922,528	80	1,192,788	婦人会、老人会など	24	445,471	229	5,077,034	ア
流山市	全て 8円/kg	紙・布類：9.8円/kg 缶・金属類、ビン類：12.8円/kg	75,216,520	98,036,268	17	669,090	149	8,334,805	14	346,790	障害者の団体、公共施設	2	230,780	182	9,581,465	ア
八千代市	5円/kg：ビン、カン、ペット、古紙、布類	5円/kg：ビン、カン、ペット、古紙、布類	15,903,380	15,903,380	21	1,591,340	40	951,395	14	625,971		1	11,470	76	3,180,176	ア
我孫子市	5円/kg：古紙、古繊維、ビン、金属類 及び一世帯当たり10円	なし	49,049,300					11,042,030						0	11,042,030	イ
鴨川市	1円/kg：繊維類、紙類、金属類、びん類	無し	924,860	無し	17	623,554	10	83,516	24	199,064	ミニバスケット団体、サッカー団体（子供達）	4	18,726	55	924,860	ア

2. 集団回収（助成金等の状況等）平成17年度実績

市町村名	補助品目と単価		補助金交付額		実施団体数・回収量(kg)										集団収集における収集から処理に関しての市町村等の関係	
					小学校等		町内会・自治会		子ども会		その他			合計		
	回収団体	回収業者	回収団体（円）	回収業者（円）	団体数	回収量（kg）	団体数	回収量（kg）	団体数	回収量（kg）	団体の種類	団体数	回収量（kg）	団体数		回収量（kg）
鎌ヶ谷市	3円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、布類 4円/kg：びん類、金属類	7円/kg 新聞、雑誌、ダンボール、布類、びん類、金属類	4,799,970	10,598,350	9	1,514,050								9	1,514,050	ア
君津市	2円/kg：繊維類、紙類、かん類、びん類	2円/kg：繊維類、紙類、かん類、びん類	1,500,054	1,463,616	19	546,814	2	11,070	7	57,617		12	134,526	40	750,027	ア
富津市	3円/kg： 繊維類（19,370kg） 紙類（835,580kg） 金属類（11,830kg） びん類（51,287kg）	1.5円/kg： 繊維類（19,190kg） 紙類（837,400kg） 金属類（11,270kg） びん類（45,559kg）	2,754,200	1,370,127	25	725,642	6	97,970	7	39,958	社会福祉施設、社宅	26	54,497	64	918,067	ア
浦安市	10円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、布類	4円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、布類	50,908,300	19,830,120	12	240,320	58	4,023,750	21	637,950	管理組合等	16	188,810	107	5,090,830	ア
四街道市	5円/kg：牛乳パック以外の紙類、繊維類、ビン類、金属類 8円/kg：牛乳パック、食用油 33円/kg：ペットボトル	5円/kg：牛乳パック、その他の紙類、繊維類、びん類、金属類 100円/kg：ペットボトル	7,126,703	7,141,990	19	168,478	9	263,080	32	641,245	シニアクラブ、ボランティア団体等	16	323,309	76	1,396,112	ア
袖ヶ浦市	4円/kg：資源ごみすべて	・子供会等の回収業者へは補助なし。 ・自治会回収業者へは市から委託料を支払っている。	12,121,357	33,075,000	7	342,957	109	1,879,170	8	73,083	リサイクル会等の回収	9	735,020	133	3,030,230	ア：（自治会以外の）その他の団体については、団体が回収業者と直接取引し、市は収集、処理に関わっていない イ：自治会回収については、排出したものを市の委託業者が収集、売却し、住民に還元する。
八街市	5円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、古繊維、紙パック、アルミ缶、スチール缶、びん	・活動費補助金として年間30万円 ・その他委託料として5円/kg 但し、スチール缶のみ普通トラック1台（概ね500kg）1往復につき22,000円を支払う	5,272,760	300,000	10	186,687	15	238,171	13	136,576		18	493,118	56	1,054,552	ウ市に登録した資源回収実施団体（自治会・子供会等）が市が委託している業者（八街市リサイクル事業協同組合）に収集処理を依頼。市は組合に対して委託料及び活動補助金を交付。
印西市	7円/kg：紙類、繊維類、ビン類、金属類、さらに、前年度の回収量と比較して増加した団体へ増加量に対し3円/kg補助	5円/kg：紙類、繊維類、ビン類、金属類、	13,394,018	9,301,020	21	862,112	15	237,664	27	384,903	高齢者クラブ他	16	375,525	79	1,860,204	ア
白井市	5円/kg：紙類、布類、ビン類、金属類、	5円/kg：紙類、布類、ビン類、金属類	4,994,780	5,315,967	13	288,180	7	105,250	3	119,130	サークル、ボランティア団体	4	200,980	27	713,540	ア
富里市	5円/kg：アルミ缶、ビン、新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、繊維類	4.5円/kg：アルミ缶、ビン、新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、繊維類	7,207,275	6,387,515	19	154,644	34	305,831	36	891,355	シルバークラブ・スポーツ少年団・婦人会等	10	89,605	99	1,441,435	ア
南房総市	3円/kg：新聞紙、雑誌、ダンボール	5円/kg：新聞紙、雑誌、ダンボール	387,070	622,350	3	53,700	2	40,820	5	29,080	老人クラブ	1	5,430	11	129,030	ア
匝瑳市 （旧八日市場市域）	品目に係らず、資源ゴミ回収1回につき1万円を交付		1万円/回		3	70,060	2	21,710						5	91,770	ア
匝瑳市 （旧野栄町域）	資源ごみ全般		5円/kg年間限度額合計で20万円まで		1	64,620	1	3,960	2	16,610				4	85,190	ア
香取市 （旧佐原市域）	3円/kg：紙類、繊維類、金属類、瓶類	なし	2,635,449	なし	16	621,613	6	46,504	2	61,654	老人クラブ	4	148,712	28	878,483	ア
香取市 （旧小見川町域）	2円/kg：古紙、古雑誌、ダンボール、古布	1円/kg(手数料として)：古紙、古雑誌、ダンボール、古布	636,720	318,825	4	273,650			3	44,710				7	318,360	ア
香取市 （旧山田町域）	3円/kg：古新聞・古雑誌・ダンボール・古布		192,000		3	83,015			1	8,735				4	91,750	ア
香取市 （旧栗源町域）	各3円/kg：紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール)、繊維類、ビール瓶	各3円/kg：紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール)、繊維類	468,543	513,075	4	154,461	18	37,695						22	192,156	ア
山武市 （旧成東町）	5円/kg：紙類	なし	1,335,000		10	200,320	7	66,780						17	267,100	ア
山武市 （旧山武町）	5円/kg：紙類、繊維類、ビン類、金属類（缶類）	3円/kg：紙類 2円/kg：繊維類、ビン類、金属（缶類）	1,823,103	904,332	4	53,796.6	30	151,029.4	15	159,794.6				49	364,620.6	ア
山武市 （旧松尾町）	5円/kg：紙類、繊維類 20円/kg：アルミ缶、ペットボトル、紙パック、白色トレイ 10円/kg：スチール缶	なし	2,093,550		4	101,660	2	4,990	23	267,680				29	374,330	ア
山武市 （旧蓮沼村）	3円/kg：紙類、繊維類、アルミ類		125,010		1	40,320	1	1,350						2	41,670	ア
いすみ市	実施なし															
酒々井町	5円/kg：古紙類、ビン類、金属類、古繊維類	5円/kg：古紙類、ビン類、金属類、古繊維類	5,615,230	5,615,230	3	13,240	25	323,809	20	577,175	老人会等	14	208,822	62	1,123,046	ア
印旛村	3円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、ビン、缶、布	1円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、ビン、缶、布	763,053	247,685	4	148,947	2	20,144	3	80,630	大学生ボランティア	1	4,630	10	254,351	ア
本埜村	7円/kg：紙類、ビン、缶、布	3円/kg：紙類、ビン、缶、布	633,563	271,527	2	84,340					住民団体	1	6,169	3	90,509	ア
栄町	6円/kg：紙類、布類、金属類、ビン類	5円/kg：紙類、布類、金属類、ビン類	7,693,302	6,411,085	10	63,591	11	957,471	15	229,000	老人クラブボランティア団体	3	32,155	39	1,282,217	ア

2. 集団回収（助成金等の状況等）平成17年度実績

市町村名	補助品目と単価		補助金交付額		実施団体数・回収量(kg)										集団収集における収集から処理に関しての市町村等の関係	
					小学校等		町内会・自治会		子ども会		その他			合計		
	回収団体	回収業者	回収団体（円）	回収業者（円）	団体数	回収量（k g）	団体数	回収量（k g）	団体数	回収量（k g）	団体の種類	団体数	回収量（k g）	団体数		回収量（k g）
神崎町	5円/kg：紙類、繊維類、金属類、びん類		707,165		2	123,563	1	4,825	2	13,045				5	141,433	ア
多古町	実施なし													0	0	
東庄町	3円/kg：新聞、雑誌、古布		469,778		4	121,410			1	35,183				5	156,593	ア
大網白里町	5円/kg：紙類、布類、ビン類 10円/kg：アルミ缶	なし	4,578,800		13	470,870	17	373,785	4	44,634	老人会	2	15,930	36	905,219	ア
九十九里町	5円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、布類、ビン	なし	355,280		2	16,310	1	2,480	5	52,266				8	71,056	ア
芝山町	3円/kgの補助		274,737		2	72,709			1	18,870				3	91,579	ア
横芝光町 （旧光町）	補助無し				4	1,340								4	1,340	ウ 小学校（PTA）から連絡のあったときのみ運搬車輛の手配をする
横芝光町 （旧横芝町）	○横芝中学校PTA ○大総小学校PTA 空き缶 1kg 3円		99,780	0	2	33,260								2	33,260	ア
一宮町	実施なし													0	0	
睦沢町	実施なし													0	0	
長生村	実施なし													0	0	
白子町	実施なし													0	0	
長柄町	実施なし													0	0	
長南町	回収団体に定額支給		160,000 （1団体に4万円支給）	0	4	12,348								4	12,348	ア
大多喜町	実施なし															
御宿町	3円/kg：カン、ビン、古紙、布、プラスチック （小学校、PTA、、子ども会に対し） 資源回収モデル事業実施団体に対しては、収集量に対する3円/kgの補助でなく、50万円の支給。		500,000	0							資源回収モデル事業実施団体	1	40,477	1	40,477	ウ資源ごみモデル事業実施団体が回収したものを、町の施設で計量・保管し回収業者へ引渡し。（行政は、計量・保管・補助金交付に関わる。）
鋸南町	実施なし															

3. 事業系ごみ対策について（平成18年4月1日現在）

市町村名	（１）多量排出事業者対策						（２）小規模事業者対策						（３）事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など
	実施の有無	対策の内容				対象事業所数	実施の有無	対策の内容					
		廃棄物管理責任者の選任指導	減量・資源化計画の作成指導	個別指導	その他			廃棄物管理責任者の選任指導	減量・資源化計画の作成指導	広報・パンフレットなどの配布等啓発活動	個別指導	その他	
千葉市	有	○	○	○	○		有			○	○		・市焼却施設における紙ごみの受入拒否やリサイクル方法等の指導 ・立入調査
銚子市	無						無						
市川市	有	○	○	○		82	有			○	○	「併用住宅」、「1日の排出量」等の条件により緩和	事業所への指導の結果、紙（ダンボールが大半）の分別が行われるようになった。（多量排出事業者の計画書実績により判明）
船橋市	有		○				有			○			
館山市	無						無						
木更津市	有		○			65	無						
松戸市	有	○	○	○		319	有			○	○	届出制度	松戸市事業系ごみ減量化マニュアルを作成し全事業所に配布（５年に1回）
野田市	有	○	○				無						
茂原市	無						有				○		
成田市	有	○	○			344	有			○	○		
佐倉市	有		○			60	無						
東金市	無						無						
旭 市	無						無						
習志野市	有	○	○	○			有			○	○		
柏 市	有		○	○		159	無						
勝浦市	有			○		34	有			○			
市原市	有		○				無						
流山市	有	○	○				無						
八千代市	有	○	○	○			無						
我孫子市	有				ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度		有					ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度	
鴨川市	無						無						
鎌ヶ谷市	有	○	○				無						
君津市	有	○	○				無						
富津市	無						無						
浦安市	有	○	○			47	有			○	○		
四街道市	有		○	○			有		○		○		
袖ヶ浦市	有	○	○				無						
八街市	無						無						
印西市	有	○	○			49	有			○			
白井市	有	○	○			90	無						シルバー人材センターに委託して、事業系紙類を無料で収集して有価物としてリサイクル業者に売買している。
富里市	無						無						
南房総市	無						無						
匝瑳市	無						無						
香取市 （旧佐原市域）	有	○	○	○		5	有			○			
香取市 （旧小見川町、山田町）	有			○			無					一般家庭と小規模事業者は一緒に収集し搬入するため、把握が困難	
香取市 （旧栗源町域）	無						無						
山武市	無						無						
いすみ市	有			○		5	有				○		
酒々井町	無						無						
印旛村	無						無						
本埜村	有				広報・パンフ等での啓発		有			○			
栄 町	有		○			17	無						
神崎町	無						有			○	○		
多古町	無						無						
東庄町	有			○			無						
大網白里町	無						無						
九十九里町	無						無						
芝山町	無						無						

3. 事業系ごみ対策について（平成18年4月1日現在）

市町村名	（１）多量排出事業者対策						（２）小規模事業者対策						（３）事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など
	実施の有無	対策の内容				対象事業所数	実施の有無	対策の内容					
		廃棄物管理責任者の選任指導	減量・資源化計画の作成指導	個別指導	その他			廃棄物管理責任者の選任指導	減量・資源化計画の作成指導	広報・パンフレットの配布等啓発活動	個別指導	その他	
横芝光町	無						無						
一宮町	無						無						
睦沢町	無						無						
長生村	無						無						
白子町	無						無						
長柄町	無						無						
長南町	有				ごみのアンケート調査	73	無						事業所にごみのアンケート調査実施して処理方法とごみの種類と量を把握した。
大多喜町	無						無						
御宿町	有			○			無						
鋸南町	無						無						
香取市東庄町清掃組合	有			○			無						
印西地区環境整備事業組合	有				展開検査を実施（廃棄物を収集運搬している全許可業者に対し）		有					展開検査を実施（廃棄物を収集運搬している全許可業者に対し）	

4. 可燃ごみの有料化の状況 (平成18年4月1日現在)

地域別 (県民センター、 事務所 管轄地域別)	定 額 制 料金徴収	指 定 袋 制		料金徴収、 指定袋共に なし
		処理料金上乗せ	袋 代 の み	
		有料化あり	有料化なし	
千葉・市原			千葉市、市原市	
葛南		八千代市 (24・18・12)	市川市、船橋市、 習志野市、浦安市	
東葛飾		野田市 (※)	柏市、鎌ヶ谷市	松戸市、 流山市 我孫子市、
北総		栄町 (45・25・15)	成田市、佐倉市、四街道市、 八街市、印西市、富里市、 白井市、酒々井町、 印旛村、本埜村	
香 取	東庄町 (月520) 香取市 (旧山田町 月520)	香取市 (旧栗源町35、 旧小見川町30)、 神崎町 (35)、多古町 (40)	香取市 (旧佐原市)	
海 匝		銚子市 (30・20・15)、 旭市 (45・25)、匝瑳市 (40)		
東上総		茂原市 (65・50・35)、 一宮町 (65・50・35)、 睦沢町 (65・50・35)、 長生村 (65・50・35)、 白子町 (65・50・35)、 長柄町 (65・50・35)、 長南町 (65・50・35)		
山 武		九十九里町 (35・25)、 横芝光町 (旧光町：40・20、 旧横芝町：50・35)、 芝山町 (50・35)、 山武市 (旧成東町：40・20、 その他：50・35)	東金市、 大網白里町	
夷隅	御宿町 (月200)	いすみ市 (50・30) 大多喜町 (50・30)	勝浦市	
南房総		富津市 (15)、君津市 (※) 木更津市 (45・30・20)、 袖ヶ浦市 (16・13・11)		
安房		館山市 (30・20)、 鴨川市 (50・20)、 南房総市 (50・30)、 鋸南町 (50・30)		
合計	1 市 2 町	1 6 市 1 3 町 1 村	1 8 市 2 町 2 村	3 市
	3 3 市町村 (1 7 市 1 5 町 1 村)		2 5 市町村 (2 1 市 2 町 2 村)	

注) () 内は、徴収料金、単位：円。

(※) の野田市、君津市は、指定袋について一定数までは、無料、超過分が有料。

・野田市＝年間130枚の指定ごみ袋引換券を各家庭に配布し、超過した場合1枚170・125・85円で 購入してもらう。

・君津市＝市が予め各世帯に無料で可燃ごみ用指定袋90枚を配布し、超過した場合1枚180・135・90円で 購入してもらう。

・香取市は、旧市町で料金が設定 (旧佐原市：袋代のみ、旧山田町：定額、旧栗源町・旧小見川町：処理料金上乗せ) されている。

5. 廃棄物減量化・再資源化に係る組織の整備について （平成18年4月1日現在）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7で「市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる」と定められています。

また、同法第5条の8で「市町村は社会的信望があり、かつ一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる」と定められています。

<千葉県内の設置状況> 平成18年4月1日現在

○廃棄物減量等推進審議会を設置している自治体：31（22市9町村）

○ごみ減量等推進協議会を設置している自治体：8（7市1町）

○廃棄物減量等推進員を設置している自治体：17（15市2町）

市町村・ 一部事務 組合名	廃棄物減量等推進審議会（廃掃法第5条の7に基づくもの）				ごみ減量等推進協議会				廃棄物減量等推進員（廃掃法第5条の8に基づくもの）			
	名称	委員の構成と 人数 (平成18年4月1日現在)	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数 (平成18年4月1日現在)	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数 (平成18年4月1日現在)	設置 時期	根拠
千葉市	千葉市廃棄物減量等 推進審議会	学識経験者等20人	H5.10	千葉市廃棄物の適正処理及び 利用等に関する条例					廃棄物適正化推進員	町内自治会推薦者 1,085人	H5.10	千葉市廃棄物の適正処 理及び 再利用等に関する条例 第10条
銚子市	銚子市廃棄物減量等 推進審議会	市会議員・学識経験 者・廃棄物処理業 者・その他 計13人	H10.7	銚子市廃棄物減量等 推進審議会条例					銚子市廃棄物減量等 推進員	町内会から1名	H10.7	
市川市	市川市廃棄物減量等 推進審議会	15人(うち女性3人) 市会議員(2)・学識 経験者(5)・ 市民の代表(4)・生 産販売関係者(2)・ 廃棄物処理業者(2)	H5.7	・市川市廃棄物の減量、資源 化や適正処理等に関する条例 ・市川市廃棄物減量等推進審 議会規則					市川市廃棄物減量等 推進員(じゅんかん パートナー)	市内14地区150名	H5.7	市川市廃棄物の減量、 資源化や適正処理等 に関する条例
船橋市	船橋市廃棄物減量等 推進審議会	学識経験者他 15人	H5.4	船橋市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例	船橋市 ごみゼロ検討委員会	学識経験者他 31人	H17. 6 (2年間 限定)	船橋市ごみゼロ 検討委員会設置 要綱	クリーン船橋530(ゴミ ゼロ)推進委員	693人		
館山市												
木更津市	木更津市廃棄物減量 等推進審議会	市会議員(1)・学識経 験者(2)・ 市民代表者(7)・事業 者代表(2)・ 他市長が認めるもの (3) 計15人	H5.11	木更津市廃棄物の処理及び清 掃に関する条例					木更津市ごみ減量推 進地区指導員	302人	H4.10	木更津市廃棄物の処理 及び清掃に関する条例
松戸市									松戸市廃棄物減量等 推進員	市内12地区の1地 区2町会で1町会2 名を選出 51人	H4.10	松戸市廃棄物の減量及 び適正処理に関する条 例

市町村・ 一部事務 組合名	廃棄物減量等推進審議会（廃掃法第5条の7に基づくもの）				ごみ減量等推進協議会				廃棄物減量等推進員（廃掃法第5条の8に基づくもの）			
	名称	委員の構成と 人数 (平成18年4月1日現在)	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数 (平成18年4月1日現在)	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数 (平成18年4月1日現在)	設置 時期	根拠
野田市		審議内容がないため 委嘱していない			野田市廃棄物減量等 推進員会議	7地区から33人で構 成	平成8年	野田市廃棄物減 量等推進員会議 設置要綱	野田市廃棄物減量等 推進員	372人	平成8年	野田市廃棄物の処理及 び再利用に関する条例
茂原市	茂原市廃棄物減量等 推進審議会は平成1 7年12月31日をもっ て廃止		(H6.4)	(茂原市廃棄物減量等推進審 議会条例)								
成田市	成田市廃棄物減量 推進協議会	市会議員・学識経験 者・団体代表、事 業所代表 (H16年度は11名)	H5.12	成田市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例					成田市廃棄物減量等 推進員	自治会及び町内会 等の自治組織の長 が推薦したもの 276名	H7.4	成田市廃棄物減量等推 進員設置規則
佐倉市	佐倉市廃棄物減量等 推進審議会	市会議員 2名・学識 経験者 2名・市民 代表5名 事業所代 表4名 その他2名 (15名)	H10.11	佐倉市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例								
東金市	東金市廃棄物減量等 推進審議会	会長1名 委員14名	H7.4	東金市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例								
旭市					きれいな旭をつくる会	市長、区長会、校長 会、婦人会、商工会、 ロータリークラブ、 ライオンズクラブ等 29名	S58.5	きれいな旭を作 る会設置要綱	旭市容器包装リサイク ル推進員	一般市民88名	H9.4	旭市容器包装リサイクル 推進委員設置要綱
習志野市	習志野市環境審議会	市会議員・学識経験 者・商工農業者・そ 他公募市民で22人	H17.6.1	習志野市環境審議会条例								
柏 市	柏市廃棄物処理 清掃審議会	学識経験者、その他 市長が認める者、14 人	S50.5	柏市廃棄物処理清掃条例	柏市ごみ減量推進 協議会	地域住民・事業所代 表等35人(H18. 1 前委員の任期が終了 し、H18. 7新委員を 35人委嘱予定)	H4.2	柏市廃棄物処理 清掃条例				
勝浦市												
市原市	市原市廃棄物対策 審議会	市民4名・事業者3 名・廃棄物処理業者 3名・学識経験者3 名・市会議員2名・団 体代表3名	H6.10	市原市廃棄物の適正な処理及 び減量に関する条例								
流山市	廃棄物対策審議会	住民代表 5名・学識 経験者 3名・ 関係団体代表 5名 その他2名 計 15名	H6.12	流山市廃棄物の減量及び適正 処理に関する条例	ごみ減量・資源化推 進協議会	委嘱していない	H11.12	流山市ごみ減 量・資源化推進 協議会設置要綱	廃棄物減量等推進員	175名	H7.3	流山市廃棄物の減量及 び適正処理に関する条 例
八千代市	八千代市廃棄物減量 等 推進審議会	市議2名・市民4名・ 事業者2名・学識経 験者2名・廃棄物処 理業者2名	H6.4	八千代市廃棄物の減量及び適 正処理に関する条例					八千代市廃棄物減量 等推進員	市民126名	H6.4	八千代市廃棄物の減量 及び適正処理に関する 条例

市町村・ 一部事務 組合名	廃棄物減量等推進審議会（廃掃法第5条の7に基づくもの）				ごみ減量等推進協議会				廃棄物減量等推進員（廃掃法第5条の8に基づくもの）			
	名称	委員の構成と 人数 (平成18年4月1日現在)	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数 (平成18年4月1日現在)	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数 (平成18年4月1日現在)	設置 時期	根拠
我孫子市	我孫子市廃棄物 基本問題調査会	市議・消費者等団体 代表・学識経験者・ 事業者 等 20人名以内	S55.3	我孫子市廃棄物基本問題調査 会条例								
鴨川市												
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市廃棄物減量 等推進審議会	市議・市民・民間諸 団体の代表・学識経 験者・等 計14名	H6.9	鎌ヶ谷市廃棄物減量及び適正 処理に関する条例								
君津市	君津市廃棄物減量等 推進審議会	市議・学識経験者・ 事業者代表・市民代 表・その他 12人	H7.9	君津市廃棄物減量の適正処理 及び再利用等に関する条例					君津市廃棄物減量等 推進員	自治会規模に応じ 1～10名を嘱託 計481名	H7.9	君津市廃棄物減量の適 正処理及び再利用等 に関する条例
富津市	富津市廃棄物減量等 推進審議会	市議(3)・各種団体の 代表者(6)・事業者 (3)・学識経験者(1)・ 他(2) 15名	H10.12	富津市廃棄物の減量化、資源 化及び適正処理等に関する条 例								
浦安市	浦安市廃棄物減量等 推進審議会	学識経験者(2名)・ 市民代表(7名) 事業 者代表(4名) 廃棄物処理業者(2 名) 15名	H6.12	浦安市廃棄物の減量及び適正 処理等に関する条例					浦安市廃棄物減量等 推進員	自治会より選出 69	H6.12	浦安市廃棄物の減量及 び適正処理等に関する 条例
四街道市					四街道市ごみ処理対 策委員会	学識経験者4名・市 民代表(7名) 民間諸 団体(4名)	H2.4	四街道市ごみ処 理対策委員会設 置条例				
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市廃棄物減量 等 推進審議会	市議会議員・学識経 験者・事業者・市民 (15名)	H5.4	袖ヶ浦市廃棄物の減量化、資 源化及び適正処理等に関する 条例					袖ヶ浦市廃棄物減量 等推進員	資源回収を行う 自治会等 109団体 109名	H6.4	袖ヶ浦市廃棄物の減量 化、資源化及び適正処 理等に関する条例
八街市												
印西市	印西市廃棄物減量等 推進審議会	市議・学識経験者・ 事業者・市民 13名	H8.4	印西市廃棄物の減量及び適正 処理に関する条例								
白井市	白井市廃棄物減量等 推進審議会	学識経験者3名・団 体代表4名・事業者 代表2名・市民代表4 名 13名以内	H14.11	白井市廃棄物の減量及び適正 処理に関する条例					白井市生活環境指導 員	90名	H7.4.1	・白井市廃棄物の減量 及び適正処理に関する 条例 ・白井市生活環境指導 員の設置等に関する要 綱
富里市	富里市廃棄物減量等 推進審議会	学識経験者・事業 者・その他 10名	H13.7	富里市廃棄物減量等推進審議 会条例	富里市環境美化推進 協議会	目的賛同団体の代表 者及び美化推進委 員 会長 1名・副会長 2名・監事 2名 合計24名	H8.8	富里市環境美化 推進協議会設置 要綱				
南房総市												
匝瑳市												
香取市												
山武市												

市町村・ 一部事務 組合名	廃棄物減量等推進審議会（廃掃法第5条の7に基づくもの）				ごみ減量等推進協議会				廃棄物減量等推進員（廃掃法第5条の8に基づくもの）			
	名称	委員の構成と 人数 (平成18年4月1日現在)	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数 (平成18年4月1日現在)	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数 (平成18年4月1日現在)	設置 時期	根拠
いすみ市												
酒々井町												
印旛村												
本埜村	本埜村廃棄物減量等 推進審議会	議員、学識経験者、 事業者、各種団体 計12名	H13.10	本埜村廃棄物の処理及び清掃 に関する条例								
栄 町	栄町廃棄物減量等 推進審議会	学識経験者、町民、 事業者 12名(任期 H17.4.1～H19.3.31)	H10.7	栄町廃棄物の原料及び適正処 理に関する条例(平成10年条 例第20号 第8条)					栄町廃棄物減量等 推進員	町民49名 (任期2年 H17.7.1 ～H19.6.30)	H5.4.1	栄町廃棄物減量等推進 員制度設置要綱(平成5 年告示第16号)
神崎町												
多古町												
東庄町												
大網白里町	大網白里町 廃棄物減量等 推進審議会	20名以下	H5.4	大網白里町廃棄物減量等推進 審議会の設置に関する条例								
九十九里町												
芝山町												
横芝光町												
一宮町	廃棄物減量等 推進審議会	12名以内	H12.4	長生郡市広域市町村圏組合条 例(廃棄物減量等推進審議会 条例)								
睦沢町	廃棄物減量等 推進審議会	12名以内	H12.4	長生郡市広域市町村圏組合条 例(廃棄物減量等推進審議会 条例)								
長生村	廃棄物減量等 推進審議会	12名以内	H12.4	長生郡市広域市町村圏組合条 例(廃棄物減量等推進審議会 条例)								
白子町	廃棄物減量等 推進審議会	12名以内	H12.4	長生郡市広域市町村圏組合条 例(廃棄物減量等推進審議会 条例)								
長柄町	廃棄物減量等 推進審議会	12名以内	H12.4	長生郡市広域市町村圏組合条 例(廃棄物減量等推進審議会 条例)								
長南町	廃棄物減量等 推進審議会	12名以内	H12.4	長生郡市広域市町村圏組合条 例(廃棄物減量等推進審議会 条例)								
大多喜町												
御宿町					無(御宿町衛生委員 会が充当)	(10名)			無(御宿町衛生委員 会が充当)	(10名)		
鋸南町												
長生郡市広域 市町村圏組合	廃棄物減量等 推進審議会	12名以内	H12.4	長生郡市広域市町村圏組合条 例(廃棄物減量等推進審議会 条例)								

6. ポイ捨て禁止条例の制定について（平成18年4月1日現在）

条例を制定している自治体の数：41（32市9町村）

市町村名									
	名称	内容	制定日	施行時期	路上喫煙に関する明記	ポイ捨てに関する罰則		路上喫煙に関する罰則	
						有無	罰則の内容	有無	罰則の内容
千葉市	千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例	空き缶等の散乱防止 都市環境の美化推進	平成10年3月23日	平成10年5月30日	×	有	2万円以下の罰金	無	—
千葉市 (参考)	千葉市路上喫煙等の防止に関する条例 (地域安全課)	禁止地区においては、路上喫煙等をしてはならない	平成16年3月18日	平成16年6月1日	○	無	—	有	2万円以下の過料
銚子市									
市川市	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	路上禁煙地区での喫煙や、吸い殻、空き缶等の投棄の禁止(第7条)	平成15年9月22日	平成16年4月1日	○	有	路上禁煙地区内のタバコのポイ捨ては、過料適用	有	路上禁煙地区内の道路上での喫煙は過料徴収
船橋市	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	ポイ捨て及び路上喫煙を禁止し、重点区域内での違反者に過料を科す	平成16年3月31日	平成16年10月1日	○	有	重点区域内での違反者に2万円以下の過料を科す	有	重点区域内での違反者に2万円以下の過料を科す
館山市	館山市まちをきれいにする条例	市、事業者、市民の責務を明記	平成10年3月31日	平成10年7月1日	×	無	—	無	—
木更津市	木更津市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止等に関する条例	市、事業者、市民等の責務を明らかにし、ポイ捨て禁止、自動販売機による販売に係る届出その他必要な事項を決める	平成8年3月29日 平成13年9月27日 改正	平成8年10月1日	×	有	空き缶ポイ捨て罰金 2万円以下 タバコポイ捨て罰金 1万5千円以下	無	—
松戸市	松戸市安全で快適なまちづくり条例	ポイ捨て、落書き、犬猫のフンの放置、置き看板等を道路に置く行為、指定場所以外での喫煙(重点推進地区)の防止	平成15年12月19日	平成16年4月1日	○	有	1万円以下の過料	有	1万円以下の過料
野田市	野田市環境美化条例	事業者、市民等、及び市が一体となり空き缶、吸殻等の生活環境を損ねるものの散乱防止に努める	平成9年3月31日	平成9年5月1日	×	無	—	無	—
茂原市	茂原市ポイ捨て防止条例	空き缶及び吸殻等のポイ捨て並びに飼い犬のふんの放置防止について、必要な事項を定めることにより清潔で美しいまちづくりの推進を図ることを目的	平成12年6月29日	平成13年1月1日	×	有	2万円以下の罰金	無	—
成田市	成田市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止に関する条例	・市民、来訪者に対しポイ捨て行為を禁止する ・事業者は市の散乱防止施策に協力する ・土地占有者に対する環境保全の徹底	平成8年12月27日	平成9年4月1日	×	有	ポイ捨てした人には2万円以下、回収容器を設置しない事業主には5万円以下の罰金	無	—
佐倉市	佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・土地、建物の清潔保持 ・公共の場所を汚すことの廃止 ・空き容器等の散乱防止		H10.4	×	無	—	無	—
	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	・一般廃棄物のポイ捨ての禁止	平成15年3月24日	平成15年10月1日	○	無	—	無	—
東金市	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	・市民の責務としてごみの適正な処理に努めるよう求める ・不法投棄に対し、報告を求め、撤去等の必要な指導をする。	平成12年12月27日	平成13年4月1日	×	有	5万円以下の過料	無	—
旭市									
習志野市	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	市民、喫煙者、飼い主等の責任の明示、環境美化推進員制度、「きれいなまちづくりの日」の設置	平成14年12月27日	平成15年4月1日	○	無	—	無	—
柏市	柏市ばい捨て等防止条例	ばい捨て、路上喫煙、違反ごみ出しを禁止し、市民や事業者の責務等を定めている。なお、柏市周辺に指定する禁煙等強化区域内において条例に違反した者に対しては、過料に処する(H17.10～)こととしている。	平成9年3月28日	平成9年7月1日施行 平成16年12月15日改正	○	有	禁煙等強化区域内は過料2千円, その他の区域は氏名公表	有	禁煙等強化区域内は過料2千円, その他の区域は氏名公表

6. ポイ捨て禁止条例の制定について（平成18年4月1日現在）

条例を制定している自治体の数： 4 1 （ 3 2 市 9 町村）

市町村名	名称	内容	制定日	施行時期	路上喫煙に関する明記	ポイ捨てに関する罰則		路上喫煙に関する罰則	
						有無	罰則の内容	有無	罰則の内容
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	空缶類等の投棄行為等及び自動車等の放置行為の禁止等、ごみ集積所の清潔の保持等	平成14年9月26日	平成15年4月1日	×	有	報告の怠り、虚偽の報告をした者は5万円以下の過料。命令違反をした者は50万円以下の罰金	無	—
市原市	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	カン・ビン・ペットボトル・その他の容器・たばこの吸殻・ガム・紙くず等を捨てる行為及び飼い犬が排出したふんを放置する行為を防止するため、市・市民・事業者の責務を定めた	平成9年3月18日	平成9年10月1日	○	有	2万円以下の罰金に処する	有	2万円以下の罰金に処する
流山市	流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	何人も路上喫煙をしてはならない 何人もポイ捨てをしてはならない	平成14年6月28日	平成18年4月1日	○	有	重点区域において指導勧告に従わないものに対し過料を徴する	有	重点区域において指導勧告に従わないものに対し過料を徴する
八千代市	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	・環境美化に対する意識啓発 ・ポイ捨て防止	平成10年3月25日	平成10年7月1日	×	有	市の定める環境美化重点区域において、20,000円以下の罰金	無	—
我孫子市	我孫子市さわやかな環境づくり条例	・空き缶等ポイ捨て防止（H16.12.28改正） ・市内環境美化推進	平成9年6月26日 改正：H12.12, H13.6, ,H16.12	平成10年1月1日	○	有	過料2万円以下	有	過料2万円以下
鴨川市	まちをきれいにする条例	廃棄物散乱防止 市内環境美化推進	平成17年2月11日	平成17年2月11日	×	有	美化重点地区内又は美化対策施設内において、空き缶等又は吸い殻等をみだりに投棄した者：罰金2万円	無	—
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となつて、空き缶等のポイ捨てによるごみの散乱防止策を講ずることにより、市内の環境美化を図るとともに、あわせて家庭、地域、学校等を通じ、環境美化の高揚運動を展開し、もってひととまちの資質の向上を促し、市民参加による快適な環境のまちづくりを確保することを目的とする。	平成17年9月30日	平成18年4月1日	○	無	—	無	—
君津市	君津市まちをきれいにする条例	・空き缶等及び吸殻等の散乱防止 ・環境美化促進 ・市、市民、事業者、及び土地所有者等の責務を明らかにする	平成9年3月31日	平成9年10月1日	×	有	空き缶等又は吸い殻をみだりに捨てた者は、2万円以下の罰金に処する。	無	—
富津市	富津市まちをきれいにする条例	・空き缶等及び吸殻等の散乱防止 ・環境美化促進 ・市、市民、事業者、及び土地所有者等の責務を明らかにする	平成9年3月27日	平成9年10月1日	×	有	2万円以下の罰金	無	—
浦安市	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	・空き缶等及び吸殻等の散乱防止 ・飼い犬のふん放置防止 ・環境美化促進	平成9年3月31日	平成9年10月1日	×	無	—	無	—
四街道市	まちをきれいにする条例	・空き缶等及び吸殻等の散乱防止 ・飼い犬のふん放置防止 ・アイドリングストップ ・環境美化促進	平成11年3月30日	平成11年11月1日	×	有	2万円以下の罰金	無	—
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	・ポイ捨て等の防止に関し、市、市民、事業者等の責務 ・環境美化推進員を選任し、パトロール強化	平成9年3月28日	平成9年10月1日	×	有	2万円以下の罰金	無	—
八街市	八街市さわやかな環境づくり条例	さわやかな居住環境の確保を目的として、市、市民、事業者、及び土地所有者等の責務を明らかにする	平成10年6月29日	平成10年11月1日	○	有	空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨てた場合2万円以下の罰金。	無	—
印西市									
白井市	白井市まちをきれいにする条例	ポイ捨て、落書き、犬ふん放置の防止	平成14年9月24日	平成15年4月1日	×	有	3万円以下の過料	無	—

6. ポイ捨て禁止条例の制定について（平成18年4月1日現在）

条例を制定している自治体の数： 4 1 （ 3 2 市 9 町村）

市町村名	名称	内容	制定日	施行時期	路上喫煙に関する明記	ポイ捨てに関する罰則		路上喫煙に関する罰則	
						有無	罰則の内容	有無	罰則の内容
富里市	富里市ポイ捨て防止条例	市民、事業者、市が一体となって、清潔で美しいまちづくりに努める ポイ捨て禁止	平成12年3月27日	平成12年9月9日	×	無	—	無	—
南房総市	南房総市環境美化推進に関する条例	空き缶等のポイ捨て禁止	平成18年3月20日	平成18年3月20日	×	無	—	無	—
匝瑳市	匝瑳市まちをきれいにする条例	環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって清潔できれいなまちづくりに資することを目的とする	平成18年1月23日	平成18年1月23日	×	有	2万円以下の罰金	無	—
香取市	香取市環境美化条例	空き缶等の散乱防止	平成18年3月27日	平成18年3月27日	×	無	—	無	—
山武市	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	空き缶類、ごみくず等及び廃品類の投棄・放置の禁止	平成18年3月27日	平成18年3月27日	○	有	調査に対する報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合は5万円以下の過料 措置命令違反の場合は、50万円以下の罰金	無	—
いすみ市									
酒々井町									
印旛村	印旛村環境美化推進に関する条例	村、事業者、住民等及び土地所有者が一体となって空き缶等の散乱を防止する	平成12年9月13日	H12.9	×	有	2万円以下の罰金	無	—
本埜村									
栄 町									
神崎町	神崎町ポイ捨て防止条例	空き缶等のポイ捨て禁止	平成13年12月18日	H14.3	×	有	2万円以下の罰金	無	—
多古町	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	空き缶等の散乱防止、地域環境美化促進及び保護	平成12年12月20日	平成13年4月1日	×	無	—	無	—
東庄町	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	町や町民等が地域環境美化、清掃活動に協力する	平成10年3月12日	平成10年7月1日	×	無	—	無	—
大網白里町									
九十九里町									
芝山町	芝山町をきれいにする条例	空き缶散乱防止 地域環境美化促進	平成13年6月18日	平成13年10月	×	有	勧告命令に違反・・・30万円	無	—
横芝光町									
一宮町									
睦沢町	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	ポイ捨て禁止	平成10年6月26日	平成10年10月1日	△ (第5条)	有	2万円以下の罰金	無	—
長生村									
白子町	白子町環境美化推進に関する条例	空き缶等の散乱防止、空き地に放置された雑草等の除去	平成8年6月14日	平成8年10月1日	×	無	—	無	—
長柄町									
長南町									
大多喜町									
御宿町	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例	空き缶散乱防止、犬ふん放置防止、清掃活動充実化	平成6年9月27日	平成7年4月1日	×	有	勧告→命令→それでも違反した場合は3万円以下の罰金	無	—
鋸南町	鋸南町環境美化推進に関する条例	ポイ捨て禁止	平成6年12月8日	平成7年4月1日	×	無	—	無	—

7. 放置自動車対策について（平成18年4月1日現在）

条例を制定している自治体の数：15（14市1町）

市町村名	放置自動車防止に対する条例又は要綱		
	条例・要綱名	施行	罰則
千葉市	千葉市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H8.4.1	有
銚子市	放置自動車処理要綱	H6.1.1	無
船橋市	路上放置車両処理事務取り扱い要綱 （交通安全課）	H5.10.1	無
松戸市	松戸市自動車等の違法駐車及び放置の防止に関する条例	H9.4.1	有
成田市	成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H12.7.1	有
東金市	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H13.4.1	有
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H15.4.1	有 報告の怠り、虚偽の報告をした者は5万円以下の過料 命令違反をした者は50万円以下の罰金
市原市	市原市放置自動車の処理に関する条例	H18.1.1	無
君津市	君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H15.4.1	有
富津市	富津市路上放置自動車の処理要領	H5.4.1	無
四街道市	まちをきれいにする条例	H11.11.1	有
袖ヶ浦市	路上放置自動車（自動二輪車及び原付自転車を含む）の処理要領	H4.4.1	無
匝瑳市	匝瑳市放置自動車処理要綱	H18.1.23	有
山武市	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例（第21条～第34条）	H18.3.27	有
神崎町	神崎町放置自動車の処理に関する条例	H18.3.8	無

8 各市町村の不法投棄対策（平成17年度実績）

市町村名	不法投棄防止対策								不法投棄対策に係る条例や要綱等		
	(ア)個別指導	(イ)具休パトロール	(ウ)具体的不法投棄監視員制度	(エ)郵便局等との協力制度	(オ)監視カメラの設置	(カ)立て看板・標などの設置	(キ)捨てづらい環境の整備	(ク)広報など啓発事業	条例名	内容	施行日
千葉市	○			○				○			
銚子市	○	警察官OB採用による監視			○	○			銚子市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄の未然防止	H2.10.1
市川市					○	○		○	廃棄物減量等推進員(Ｌちゃんパートナー)による通報	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	第38条(投棄の禁止等)何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない
船橋市	○			○		○	○				
館山市	○	警察と連携	○			○	○	○	館山市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄等を監視し、市へ通報する	H10.4.1
木更津市	○	年に数回関係機関と合同パトロール	○不法投棄監視員制度設置要綱に基づき実施	○農協	○	○		○	木更津市不法投棄監視員制度設置要綱	任期2年、15名を委嘱し、不法投棄の早期発見、未然防止を行う	H2.9.27
松戸市		パトロール班 2人1班体制 月曜～金曜日 午前8:30～午後5:00				○					
野田市	○	○推進員によるパトロール、業者委託による巡回、回収、24時間電話受け付けを実施。			○	○		○			
茂原市	○	○職員による月1回夜間パトロール	○随時、担当地域をパトロール	○		○		○	茂原市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄の現状を的確に把握するため不法投棄監視員を設置することにより廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を確保する	H2.10.1
成田市 (旧下総、大栄含む)	○		○	○	○	○		○	成田市廃棄物不法投棄監視員設置規則	不法投棄の防止を目的とした監視員の設置、活動内容を定めている	H2.12.13制定 H3.1.1施行 (附則 H18.3.27施行)
佐倉市	○	○不品行為防止指導員を設置し、常時、パトロールを実施		○		○		○			
東金市	○	○警察、県、近隣市町村と連携	○26名が各担当地区をパトロール	○	○	○	○	○	①東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 ②東金市不法投棄監視員設置要綱	①投棄行為の禁止、自動車放置の禁止	①H13.4.1 ②H6.3.30
旭 市	○	職員が不法投棄の頻発する地域のパトロールを行っている。不定期	○不法投棄監視員等が、不法投棄の監視を行っており、毎月監視結果の報告等を受けている。		○	○	○	○			
習志野市	○					○		○			
柏 市	○	○市民(環境美化推進委員)、警察と連携して夜間パトロールを実施	○環境美化推進委員が監視員の役割を担っている。		○	○		○			
勝浦市	○	○週2回職員によるパトロール・年52回、民間会社パトロールを委託	○20歳以上の市民12名に委嘱し、月1回の巡回	○		○		○	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	空缶類、商品類等の投棄行為及び自動車等の放置行為の禁止等、ごみ集積所の清潔の保持等、空き地等の管理	H15.4.1
市原市	○	○夜間・休日パトロールの警備会社への委託	○	○郵便局 新聞販売店組合、 タクシー協会	○	○	○	○	市原市廃棄物不法投棄住民監視活動事業補助金交付要綱	不法投棄の監視活動に対する交付金の規定等	H13.10.1
流山市	○	○不法投棄・パトロール及び撤去回収	○自治会に環境美化推進員を委嘱 ・全職員に不法投棄監視員を委嘱			○	○	○			
八千代市	○		○	○	○	○		○	八千代市不法投棄防止条例	環境日会に対する意識啓発、不法投棄防止	H14.10
我孫子市	○	○週2回定期パトロール(6時間×2日) 年末夜間パトロールの実施	○			○		○	我孫子市不法投棄監視員制度設置要綱	地域内における不法投棄の監視、通報	H7.8.1
鴨川市	○	○職員による巡回	○19名の不法投棄監視員による市内全域の巡回	○		○	○		鴨川市不法投棄監視員制度に関する規則	廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境の保全を図る	H17.2.11
鎌ヶ谷市	○					○			鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(第39条投棄の禁止)	何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。	H6.4.1
君津市	○		○	○		○			君津市不法投棄監視員設置要綱	君津市不法投棄監視員の定数・職務等について定めている	H2.10.1 H16.4.1(改正)
富津市	○	○職員による夜間パトロールを年数回実施している。	○市内で10名委嘱し、毎月パトロールを実施している。	○		○		○	富津市不法投棄監視員制度設置要綱	市内の各地域における廃棄物等の現状を的確に把握するため	H12.4.1
浦安市	○					○	○	○	警告シールを貼り、調査後回収		
四街道市		○警備会社による監視 ・環境保全指導員(警察OB)による監視 ・土曜、日曜 職員による監視	○土砂等の不法投棄等監視員6名			○		○	四街道市土砂等の不法投棄等監視員要綱	土砂等の不法投棄等監視員の職務等	元.9.28
袖ヶ浦市	○	○警備会社との単価契約により、随時パトロールする	○各地区毎に月1回パトロールする		○	○					
八街市	○		○			○	○		(八街市さわやかな環境づくり条例)		H10.11
印西市	○	○市職員、不法投棄監視員、民間警備会社によるパトロール	○		○	○		○			
白井市	○	○シルバー人材センターに、回収と監視を週3日委託	○生活環境指導員制度を設けて、ごみ集積所やごみ集積所周辺の不法投棄の監視と報告		○	○	○	○	白井市生活環境指導員の設置等に関する要綱	棄物の排出方法及び不法投棄の現状を的確に把握するため	H4.3.31
富里市	○	○市職員による、週5回のパトロール	○監視員を9名委嘱			○		○	富里市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等の現状を的確に把握するため不法投棄監視員を設置し、不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する	H2.10.6
南房総市	○	○月に数回定期的にパトロールをし、不法投棄の回収、清掃又は警察に通報	○監視区域内を月2回以上巡回し、不法投棄を発見した場合、報告及び調査表を提出する		○	○		○	(南房総市環境美化推進に関する条例 南房総市環境美化推進に関する条例施行規則)	(空き缶等のボー捨てを防止することにより、市内の快適な生活環境づくりを推進することを目的とする。)	条例・施行規則とも平成18年3月20日
匝瑳市 (旧八日市場市)	○	○各地区に監視員を設置し、月に一度パトロール結果報告書を提出してもらう。			○	○		○	(八日市場市不法投棄監視員設置要綱) (野栄町不法投棄監視員設置要綱)	(不法投棄監視員設置に関する規定)	(H5.4.1) (H4.4.1)
匝瑳市 (旧野栄町)	○	○不法投棄監視員が随時報告	○不法投棄監視員と職員で年四回パトロール			○	○	○			
香取市 (旧佐原市)	○	○月～金、市職員・派遣監視員による巡回パトロール	○廃棄物不法投棄等監視員(佐原区10人)による報告	○		○		○	(佐原市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱)	(市内における廃棄物の不法投棄を未然に防止し、快適な生活環境を保全する。監視員は、原則として調査票により、市へ通報する。)	(H16.4.1)
香取市 (旧小見川町)	○	○以前不法投棄のあった場所を定期的にパトロールしている。	○市民に委嘱しており、不法投棄があった時通報してもらう。			○			(小見川町廃棄物等不法投棄監視員制度設置要綱)	(災害の発生・環境破壊の恐れのある不法投棄を未然に防ぐ。)	(H3.4.1)
香取市 (旧山田町)	○		○						(山田町不法投棄監視員設置要綱)	(災害の発生・環境破壊の恐れのある不法投棄を未然に防ぐ。)	(H2.12.1)
香取市 (旧栗源町)	○		○			○					
山武市	○	○夜間パトロール(東上総県民センター・山武事務所及び近隣町村と合同)	○市民25名に委嘱し、監視活動を実施。		○	○		○	山武市不法投棄監視員設置要綱	山武市では、不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。	H18.3.27
いすみ市											
酒々井町	○	○不法投棄監視員と協力し実施	○15人を委嘱により実施	○		○		○			
印旛村		○月2回のパトロール、又、環境監視員とともに夜間、早朝の集中パトロールの実施	○平成4年から「環境監視員制度」を設け、10名の方に指導員をお願いし、日常生活の中で不法投棄の早期発見に努めている。	○					印旛村環境監視指導員制度設置要綱	指導員を設置することにより不法投棄を未然に防止する	H4.10.1
本埜村			○月毎に2回程度のパトロール			○		○			
栄 町	○	○年に数回夜間を中心としたパトロールを行っている。		○牛乳配達店、 新聞配達店		○	○	○			

8 各市町村の不法投棄対策（平成17年度実績）

市町村名	不法投棄防止対策									不法投棄対策に係る条例や要綱等		
	(ア)個別指導	(イ)パトロール (具体的策)	(ウ)不法投棄監視員制度 (具体的策)	(エ)郵便局等との協力制度	(オ)監視カメラの設置	(カ)立て看板・標などの設置	(キ)周辺美化運動 (捨てづらい環境の整備)	(ク)広報など啓発事業	(ケ)その他	条例名	内容	施行日
神崎町		○	○			○						
多古町	○	職員及び不法投棄監視員が常時監視			○					多古町不法投棄監視員設置要綱	不法投棄を未然に防ぐ	H3.1.10
東庄町	○	職員による定期的なパトロール	○監視員8名によるパトロール		○	○		○		①東庄町不法投棄監視員設置要綱 ②東庄町不法投棄廃棄物処理費補助金交付要綱	①不法投棄を未然に防ぐ ②不燃物置場・リサイクルステーションに不法に投棄された廃棄物の処理に要する経費に対し、予算の範囲内において、この要綱に基づき当該事業を行う区(以下「実施区」という。)に補助金を交付する。	①H3.6.1 ②H17.8.5
大網白里町	○	○月1回夜間パトロール(21:00～3:00)	○監視員20名			○		○		大網白里町廃棄物等不法投棄監視員設置要綱	不法投棄及び野焼きの現状を把握。未然防止	H3.4.26
九十九里町		○				○		○				
芝山町						○						
横芝光町 (旧光町)		○毎月末、ゴールデンウィーク、年末年始に不法投棄監視員と合同によるパトロール及び啓発活動を実施	○毎月、不定期にパトロールを実施			○	○	○				
横芝光町 (旧横芝町)	○	○夜間パトロール 不定期による町内巡回	○不定期による町内巡回			○						
一宮町												
睦沢町		○職員による夜間パトロールを月1回以上実施している。	○16人体制で毎週監視を実施する。			○	○	○				
長生村	○	担当課職員による夜間パトロール実施(月1回)	○監視員6名による監視パトロールを実施(月2回程度)			○		○				
白子町		○	○			○						
長柄町		○職員による随時パトロール 月一回夜間パトロール	○監視員による随時パトロール		○	○		○		長柄町不法投棄監視員等設置に関する要綱	不法投棄の未然防止	H13.10.1
長南町		○役場職員による月1回の夜間パトロール	○			○		○				
大多喜町		○巡回パトロール 県と合同夜間パトロール	○	○		○		○		大多喜町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止	H3.10.1
御宿町	○	○夜間パトロールの実施	○6名委嘱	○		○						
鋸南町			○8名委嘱/月2日巡回							①鋸南町環境美化推進に関する条例 ②鋸南町不法投棄監視員設置要綱	①空き缶等散乱防止 ②不法投棄を未然に防止	①H7.4.1 ②H4.4.1

9ごみに関する問題事項に対する対策・取組について(ごみ散乱防止対策・野焼き禁止対策等)
(平成17年度中に実施したもの)

市町村名	ア. 集積所関係 (分別マナー、指定日外排出等)							イ. ごみ散乱 (駅前、繁華街、道路等でのごみの散乱について。 大規模な不法投棄を除く)							ウ.不法投棄 (左記の「ごみ散乱」以外で。区別のつかないものは「不法投棄」の欄で回答)										エ. 不法堆積				オ. 不適正な焼却行為 (野焼き、不適正な小型焼却炉の使用等)		
	対策							対策							対策										堆積物の種類	対策			対策		
	(ア)自治会に対し指導	(イ)個別指導	(ウ)パトロール	(エ)広報など啓発事業	(オ)カラス除けネットの覆い (市町村で提供)	(カ)環境美化推進委員の設置	(キ)その他	(ア)清掃イベント	(イ)ごみ捨て防止看板・柵の設置	(ウ)監視パトロール	(エ)監視カメラ設置	(オ)広報など啓発事業	(カ)ごみ箱の設置	(キ)その他	(ア)個別指導	(イ)パトロール (具体的策)	(ウ)不法投棄監視員制度 (具体的策)	(エ)郵便局等との協力制度	(オ)監視カメラの設置	(カ)立て看板・柵などの設置	(キ)周辺美化運動(捨てづらい環境の整備)	(ク)広報など啓発事業	(ケ)その他	(ア)個別指導		(イ)パトロール	(ウ)広報など啓発事業	(ア)個別指導	(イ)パトロール	(ウ)広報など啓発事業	
千葉市	○	○	○	○	○	○			○							○		○				○						○			
銚子市	○	○		○	○		違反シールを貼付し啓発		○	○						○ 警察官OB採用による監視			○	○						○	○		○	○	
市川市		○	○	○		○	啓発用看板の設置						○	・ごみ集積所を中心とした早朝パトロール及び収集の実施、 ・カラス除けネットの貸与					○	○		○	廃棄物減量等推進員(じゅんかんパートナー)による通報		○	○	○	○	○	○	
船橋市	○	○	○	○		○		○	○	○					○			○		○	○				○	○		○	○		
館山市		○		○					○			○			○ 警察と連携	○				○	○	○									
木更津市	○	○		○				○	○						○ 年に数回関係機関と合同パトロール	○ 不法投棄監視員制度設置要綱に基づき実施	○ 農協		○	○		○					○		○		
松戸市		○	○						○						パトロール班 2人1班体制 月曜～金曜日 午前8:30～午後5:00					○							○	○	○		
野田市		○	○	○	○				○	○	○	○		管理者と協議し、不法投棄物の自己搬入をお願いする。	○ 推進員によるパトロール。業者委託による巡回、回収。24時間電話受け付けを実施。				○	○		○					○				
茂原市	○	○	○	○				○	○	○					○ 職員による月1回夜間パトロール	○ 随時、担当地域をパトロール	○			○			○		灰、瓦	○	○		○	○	○
成田市 (旧下総、大栄含む)	○	○			○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○		○			○	○		○		○	
佐倉市	○	○		○	○			○	○						○ ○不当行為防止指導員を設置し、常時、パトロールを実施			○		○		○				○	○		○	○	
東金市	○	○		○				○	○						○ 警察、県、近隣市町村と連携	○ 26名が各担当地区をパトロール	○	○	○	○	○	○				○	○		○	○	○

市町村名	ア. 集積所関係 (分別マナー、指定日外排出等)							イ. ごみ散乱 (駅前、繁華街、道路等でのごみの散乱について。 大規模な不法投棄を除く)							ウ.不法投棄 (左記の「ごみ散乱」以外で。区別のつかないものは「不法投棄」の欄で回答)											エ. 不法堆積			オ. 不適正な焼却行為 (野焼き、不適正な小型焼却炉の使用等)				
	対策							対策							対策											堆積物の種類	対策			対策			
	(ア)自治会に対し指導	(イ)個別指導	(ウ)パトロール	(エ)広報など啓発事業	(オ)カラス除けネットの覆い (市町村で提供)	(カ)環境美化推進委員の設置	(キ)その他	(ア)清掃イベント	(イ)ごみ捨て防止看板・柵の設置	(ウ)監視パトロール	(エ)監視カメラ設置	(オ)広報など啓発事業	(カ)ごみ箱の設置	(キ)その他	(ア)個別指導	(イ)パトロール (具体的策)	(ウ)不法投棄監視員制度 (具体的策)	(エ)郵便局等との協力制度	(オ)監視カメラの設置	(カ)立て看板・柵などの設置	(キ)周辺美化運動(捨てづらい環境の整備)	(ク)広報など啓発事業	(ケ)その他	(ア)個別指導	(イ)パトロール		(ウ)広報など啓発事業	(ア)個別指導		(イ)パトロール	(ウ)広報など啓発事業		
旭 市			○	○		○		○	○	○						○	職員が不法投棄の頻発する地域のパトロールを行っている。不定期	不法投棄監視員等が、不法投棄の監視を行っており、毎月監視結果の報告等を受けている。		○	○	○	○					○	○	○			
習志野市	○	○	○	○				○	○			○				○					○		○					○	○	○			
柏 市	○	○		○		○	○ 張り紙による周知	○								○	○ 市民(環境美化推進委員),警察と連携して夜間パトロールを実施	○ 環境美化推進委員が監視員の役割を担っている。		○	○		○		建築廃材			○	○	○		○	
勝浦市	○			○				○	○			○				○	○ ・週2回職員によるパトロール ・年52回、民間会社にもパトロールを委託	○ 20歳以上の市民12名に委嘱し、月1回の巡回	○		○		○						○	○	○		
市原市		○		○						○				・郵便局及び新聞・タクシー協会と不法投棄通報の協定を締結 ・24時間専用回線「ストップコール」の設置、 ・監視体制の強化、 ・小規模不法投棄清掃業務委託、 ・JRの駅周辺地区で環境美化推進委員に環境美化のモラル向上を委嘱	○ ・夜間・休日パトロールの警備会社への委託	○ 郵便局 新聞販売店組合、 タクシー協会		○	○	○	○	ストップコール (24時間不法投棄専用回線)					○						
流山市	○	○		○	○										○	○ 不法投棄パトロール及び撤去回収	・自治会に環境美化推進員を委嘱 ・全職員に不法投棄監視員を委嘱				○	○	○	建設残土				○	○	○			
八千代市				○		○						○				○	○	○	○	○		○		産廃		○	○	○	○	○	○		
我孫子市	○	○		○	○											○ 週2回定期パトロール(6時間×2日) 年末夜間パトロールの実施	○			○		○		建築廃材		○	○		○		○		

市町村名	ア. 集積所関係 (分別マナー、指定日外排出等)							イ. ごみ散乱 (駅前、繁華街、道路等でのごみの散乱について。 大規模な不法投棄を除く)							ウ.不法投棄 (左記の「ごみ散乱」以外で。区別のつかないものは「不法投棄」の欄で回答)										エ. 不法堆積			オ. 不適正な焼却行為 (野焼き、不適正な小型焼却炉の使用等)				
	対策							対策							対策										堆積物の種類	対策			対策			
	(ア)自治会に対し指導	(イ)個別指導	(ウ)パトロール	(エ)広報など啓発事業	(オ)カラス除けネットの覆い (市町村で提供)	(カ)環境美化推進委員の設置	(キ)その他	(ア)清掃イベント	(イ)ごみ捨て防止看板・柵の設置	(ウ)監視パトロール	(エ)監視カメラ設置	(オ)広報など啓発事業	(カ)ごみ箱の設置	(キ)その他	(ア)個別指導	(イ)パトロール (具体的策)	(ウ)不法投棄監視員制度 (具体的策)	(エ)郵便局等との協力制度	(オ)監視カメラの設置	(カ)立て看板・柵などの設置	(キ)周辺美化運動(捨てづらい環境の整備)	(ク)広報など啓発事業	(ケ)その他	(ア)個別指導		(イ)パトロール	(ウ)広報など啓発事業		(ア)個別指導	(イ)パトロール	(ウ)広報など啓発事業	
鴨川市	○	○		○					○					住宅地等で鳥獣によりごみが散乱する場合あり。その際はごみ集積施設設置補助金を利用し、鳥獣よけに集積かご、ネットの購入を勧めている。	○	○職員による巡回	○19名の不法投棄監視員による市内全域の巡回	○		○	○								○		○	
鎌ヶ谷市		○	○		○				○			○				○				○						○	○		○	○		
君津市	○	○		○	○	○		○	○						○	○	○	○		○								○	○			
富津市					○										○	○職員による夜間パトロールを年数回実施している。	○市内で10名委嘱し、毎月パトロールを実施している。	○		○		○					○					
浦安市	○	○	○	○	○			○	○	○		○			○					○	○	○	警告シールを貼り、調査後回収					○				
四街道市																・警備会社による監視 ・環境保全指導員(警察OB)による監視 ・土曜、日曜日 職員による監視	土砂等の不法投棄等監視員6名			○		○						○				
袖ヶ浦市	○					○		○	○	○		○			○	○警備会社との単価契約により、随時パトロールする	各地区毎に月1回パトロールする		○	○							○					
八街市		○													○		○			○	○					○			○	○	○	
印西市				○	○			○	○	○		○		○	○	○市職員、不法投棄監視員、民間警備会社によるパトロール	○			○	○		○		家屋廃材		○	○		○	○	○
白井市	○			○	○	○		○	○							○シルバー人材センターに、回収と監視を週3日委託	○生活環境指導員制度を設けて、ごみ集積所やごみ集積所周辺の不法投棄の監視と報告			○	○	○	○	型枠廃材等		○	○	○		○	○	○

市町村名	ア. 集積所関係 (分別マナー、指定日外排出等)							イ. ごみ散乱 (駅前、繁華街、道路等でのごみの散乱について。 大規模な不法投棄を除く)							ウ.不法投棄 (左記の「ごみ散乱」以外で。区別のつかないものは「不法投棄」の欄で回答)										エ. 不法堆積			オ. 不適正な焼却行為 (野焼き、不適正な小型焼却炉の使用等)				
	対策							対策							対策										堆積物の種類	対策			対策			
	(ア)自治会に対し指導	(イ)個別指導	(ウ)パトロール	(エ)広報など啓発事業	(オ)カラス除けネットの覆い (市町村で提供)	(カ)環境美化推進委員の設置	(キ)その他	(ア)清掃イベント	(イ)ごみ捨て防止看板・柵の設置	(ウ)監視パトロール	(エ)監視カメラ設置	(オ)広報など啓発事業	(カ)ごみ箱の設置	(キ)その他	(ア)個別指導	(イ)具体的策 (パトロール)	(ウ)不法投棄監視員制度 (具体的策)	(エ)郵便局等との協力制度	(オ)監視カメラの設置	(カ)立て看板・柵などの設置	(キ)周辺美化運動(捨てづらい環境の整備)	(ク)広報など啓発事業	(ケ)その他	(ア)個別指導		(イ)パトロール	(ウ)広報など啓発事業		(ア)個別指導	(イ)パトロール	(ウ)広報など啓発事業	
富里市		○						○	○	○		○			○	市職員による、週5回のパトロール	○ 監視員を9名委嘱			○		○	県、警察との連携	一廃、 産廃	○			○	○	○		
南房総市	○	○	○	○					○	○		○	○		○	月に数回定期的にパトロールをし、不法投棄の回収、清掃又は警察に通報	○ 監視区域内を月2回以上巡回し、不法投棄を発見した場合、和生立芝園本表を樹			○	○		○		一廃、 家電4品目	○			○	○	○	
匝瑳市 (旧八日市場市)	○	○							○			○			○	各地区に監視員を設置し、月に一度パトロール結果報告書を提出してもらう。			○	○		○		堆肥等	○			○				
匝瑳市 (旧野栄町)								○							○	不法投棄監視員が随時報告	○ 不法投棄監視員と職員で年四回パトロール			○	○	○			○			○				
香取市 (旧佐原市)	○	○	○	○				○	○	○		○			○	月～金、市職員・派遣監視員による巡回パトロール	○ 廃棄物不法投棄等監視員(佐原区10人)による報告	○		○		○			○	○		○	○	○		
香取市 (旧小見川町)															○	以前不法投棄のあった場所を定期的にパトロールしている。	○ 市民に委嘱しており、不法投棄があった時通報してもらう。			○			堆肥	○			○					
香取市 (旧山田町)	○	○							○	○					○		○										○					
香取市 (旧栗源町)	○			○					○	○						○	○			○							○	○	○			
山武市		○		○				○	○	○	○	○			○	○ 夜間パトロール(東上総県民センター山武事務所及び近隣町村と合同)	○ 市民25名に委嘱し、監視活動を実施。		○	○		○		建廃等	○	○		○	○	○		
いすみ市		○			○																											
酒々井町	○	○	○	○				○	○	○		○			○	○ 不法投棄監視員と協力し実施	○ 15人を委嘱により実施	○		○		○					○		○			
印旛村															○	○ 月2回のパトロール、又、環境監視員とともに夜間、早朝の集中パトロールの実施	○ 平成4年から「環境監視員制度」を設け、10名の方に指導員をお願いし、日常生活の中で不法投棄の早期発見に努めている。	○									○	○				
本埜村				○													○ 月毎に2回程度のパトロール			○		○			○		○					

市町村名	ア. 集積所関係 (分別マナー、指定日外排出等)							イ. ごみ散乱 (駅前、繁華街、道路等でのごみの散乱について。 大規模な不法投棄を除く)							ウ.不法投棄 (左記の「ごみ散乱」以外で。区別のつかないものは「不法投棄」の欄で回答)										エ. 不法堆積			オ. 不適正な焼却行為 (野焼き、不適正な小型焼却炉の使用等)					
	対策							対策							対策										堆積物の種類	対策			対策				
	(ア)自治会に対し指導	(イ)個別指導	(ウ)パトロール	(エ)広報など啓発事業	(オ)カラス除けネットの覆い (市町村で提供)	(カ)環境美化推進委員の設置	(キ)その他	(ア)清掃イベント	(イ)ごみ捨て防止看板・柵の設置	(ウ)監視パトロール	(エ)監視カメラ設置	(オ)広報など啓発事業	(カ)ごみ箱の設置	(キ)その他	(ア)個別指導	(イ)パトロール (具体的策)	(ウ)不法投棄監視員制度 (具体的策)	(エ)郵便局等との協力制度	(オ)監視カメラの設置	(カ)立て看板・柵などの設置	(キ)周辺美化運動(捨てづらい環境の整備)	(ク)広報など啓発事業	(ケ)その他	(ア)個別指導		(イ)パトロール	(ウ)広報など啓発事業		(ア)個別指導	(イ)パトロール	(ウ)広報など啓発事業		
栄 町	○	○	○	○					○	○		○						○ 年に数回夜間を中心としたパトロールを行っている。			○ 牛乳配達店、新聞配達店					家屋解体物等		○	○	○	○	○	
神崎町									○	○								○		○										○			
多古町		○						○	○	○							○ 職員及び不法投棄監視員が常時監視			○					ガラ等建築廃材		○	○		○	○	○	
東庄町		○	○	○					○	○		○				○ 職員による定期的なパトロール	○ 監視員8名によるパトロール			○	○		○		ガラ、残土等		○	○		○	○		
大網白里町	○	○	○	○					○			○				○ 月1回夜間パトロール(21:00～3:00)	○ 監視員20名				○		○							○		○	
九十九里町				○					○							○				○		○							○		○		
芝山町	○								○											○									○				
横芝光町 (旧光町)		○	○		○			○	○			○		道路里親ボランティア		○ 毎月末、ゴールデンウィーク、年末年始に不法投棄監視員と合同によるパトロール及び啓発活動を実施	○ 毎月、不定期にパトロールを実施				○	○	○								○	○	○
横芝光町 (旧横芝町)	○	○	○		○				○	○						○ 夜間パトロール 不定期による町内巡回	○ 不定期による町内巡回			○							○			○	○		
一宮町																																	
睦沢町																○ 職員による夜間パトロールを月1回以上実施している。	○ 16人体制で毎週監視を実施する。				○	○	○										
長生村	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○				○ 担当課職員による夜間パトロール実施(月1回)	監視員6名による監視パトロールを実施(月2回程度)				○		○				○	○	○	○	○	○	
白子町	○					○			○	○						○	○				○								○		○		

市町村名	ア. 集積所関係 (分別マナー、指定日外排出等)							イ. ごみ散乱 (駅前、繁華街、道路等でのごみの散乱について。 大規模な不法投棄を除く)							ウ.不法投棄 (左記の「ごみ散乱」以外で。区別のつかないものは「不法投棄」の欄で回答)										エ. 不法堆積			オ. 不適正な焼却行為 (野焼き、不適正な小型焼却炉の使用等)			
	対策							対策							対策										堆積物の種類	対策			対策		
	(ア)自治会に対し指導	(イ)個別指導	(ウ)パトロール	(エ)広報など啓発事業	(オ)カラス除けネットの覆い (市町村で提供)	(カ)環境美化推進委員の設置	(キ)その他	(ア)清掃イベント	(イ)ごみ捨て防止看板・ 柵の設置	(ウ)監視パトロール	(エ)監視カメラ設置	(オ)広報など啓発事業	(カ)ごみ箱の設置	(キ)その他	(ア)個別指導	(イ)パトロール (具体的策)	(ウ)不法投棄監視員制度 (具体的策)	(エ)郵便局等との協力制度	(オ)監視カメラの設置	(カ)立て看板・柵などの設置	(キ)周辺美化運動(捨てづらい環境の整備)	(ク)広報など啓発事業	(ケ)その他	(ア)個別指導		(イ)パトロール	(ウ)広報など啓発事業	(ア)個別指導	(イ)パトロール	(ウ)広報など啓発事業	
長柄町				○					○	○	○	○				職員による随時パトロール 月一回夜間パトロール	監視員による随時パト ロール		○	○		○		家屋解体物							
長南町	○	○	○						○	○		○				○ 役場職員による月1回の夜間 パトロール	○			○		○		建設残土		○	○		○	○	
大多喜町	○				○											○ 巡回パトロール 県と合同夜間パトロール	○	○		○		○					○		○		
御宿町	○													・カラス除けネット(廃物利用)を市町村で 設置	○	○ 夜間パトロールの実施	○ 6名委嘱	○		○							○		○		
鋸南町																	○ 8名委嘱/月2日巡回														

<千葉県環境生活部資源循環推進課調べ>
10 廃棄物(資源物・集団回収分も含む)の抜き取り行為について (平成17年度)

市町村名	抜き取られた品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について				
			条例の有無	条例名	制定日(改正日)	罰則の有無	罰則の内容
千葉市	アルミ缶	収集日に、抜き取り箇所のパトロールを行うが、抜き取りは、明け方近くや、早朝のため、抜き取り者との接触が難しく苦慮している。	無				
銚子市	カン、新聞	住民からの情報収集とパトロール	有	銚子市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H16.6.30	無	
市川市	カン	警告書を渡し注意した。	有	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	H16.4.1(条例) H16.9.27(施行規則)	有	5万円以下の過料
船橋市	新聞、雑誌 ダンボール	・ステーションへの周知貼紙 ・自治会への回覧 ・回収業者によるパトロール・前日回収	無				
館山市			無				
木更津市	新聞・アルミ缶	抜き取り者に対し、口頭による指導注意	無				
松戸市			有	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H17.4.1	有	5万円以下の過料
野田市		推進員に対して、注意を喚起する文書を送付。	無				
茂原市			無				
成田市			無				
成田市 (旧下総・大栄)							
佐倉市			無				
東金市			無				
旭 市	古紙	ごみステーションに、収集のため置かれた古紙の抜き取りがあるため、パトロールを実施し、防止に努める	有	旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(8条)	H17.7.1	無	
習志野市			無				
柏 市	古紙, 自転車, 衣類, 金属類	広報等によるPR, 資源品持ち去り防止パトロール	有	柏市廃棄物処理清掃条例(改正)	H17.3.28(改正) H17.7.1(施行)	有	20万円以下の罰金
勝浦市							
市原市	新聞 カン	抜き取り禁止のステッカーを作成し、ごみステーションへ貼った	無				
流山市			無				
八千代市	アルミ缶	パトロールを行い、口頭による協力依頼					
我孫子市	古新聞 雑誌	パトロール、広報での啓発、看板の設置	有	廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	H17.3.30(改正)	有	20万円以下の罰金
鴨川市			無				
鎌ヶ谷市			無				
君津市			無				
富津市			無				
浦安市	新聞 カン	市内パトロールの実施	無				
四街道市			有	四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H17.4.1	無	
袖ヶ浦市			無				
八街市			無				
印西市	新聞	市職員によるパトロールの実施。	有	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H16.12.21(改正)	無	
白井市			無				
富里市			無				
南房総市			無				
匝瑳市			無				
香取市			無				
山武市			無				
いすみ市			無				
酒々井町			無				
印旛村			無				
本埜村			無				
栄 町	新聞	資源回収は、自治体と回収業者が連携して行っていることから、集積から引渡しまでの間、自治会役員の巡回を強化した	無				

10 廃棄物(資源物・集団回収分も含む)の抜き取り行為について (平成17年度)

市町村名	抜き取られた 品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について				
			条例 の有無	条例名	制定日 (改正日)	罰則 の有無	罰則の内容
神崎町			無				
多古町			無				
東庄町			無				
大網白里町	金属類	パトロールの強化など	無				
九十九里町			無				
芝山町			無				
横芝光町 (旧光町)			無				
横芝光町 (旧横芝町)	アルミ・ スチール缶	看板の設置 付近の巡回パトロール	無				
一宮町			無				
睦沢町			無				
長生村			無				
白子町			無				
長柄町			無				
長南町			無				
大多喜町			無				
御宿町			無				
鋸南町			無				

11 スプレー缶等が原因とみられる発火・爆発事故について

スプレー缶等が原因とみられる発火や爆発事故が年に何度も起きています。
場合によっては人命にも関わる重大な問題です。
排出者のマナーの改善や、収集・処理方法の検討などの対策が必要です。

(平成17年度実績)

市町村・ 一部事務組合名	内容	件数
銚子市	収集運搬時に9件の火災が発生した	9
市川市	燃やさないごみの収集中、混入していたカセットボンベ等の爆発により車両火災が発生した。	6
館山市	搬入された粗大ごみの受入供給コンベア上部のごみから出火	1
木更津市	粗大ごみ処理設備の排出トラフ部で小爆発事故発生。 粗大ごみ処理設備の排出コンベア、フィーダー部、屋根で大爆発事故発生	4
松戸市	収集車両の火災	1
佐倉市	「うめたてごみ」の指定袋に混入していたスプレー缶・ライター等による車両火災発生	1
柏市	粗大施設ごみ破砕機内で、カセットコンロによる爆発により、ろ布が3枚破損した。 不燃ごみ収集時、スプレー缶やライターが原因により発火	8
市原市	スプレー缶、使い捨てライター、カセットボンベ等による車両火災	26
我孫子市	不燃ごみ収集車の火災、スプレー缶が原因と思われる	3
鎌ヶ谷市	燃やさないごみにて排出されたスプレー缶の混入によりパッカー車にて圧縮した際に爆発し、パッカー部分において火災が発生した。	2
浦安市	収集作業中にパッカー車で火災発生	1
袖ヶ浦市	粗大ごみ処理施設回転式破砕機爆発事故	1
印西市	破砕機内部で爆発が発生し、非常停止。破損箇所あり。カセットボンベが原因ではないかと思われる。 不燃ごみ収集作業中、収集車が引火。	3
白井市	ごみ収集車内で爆発が起き、収集したごみが少量焼けた。	1
酒々井町	もやせないゴミの収集の際、収集車の火災事故が発生。原因は、使い切っていないカセットボンベのガスがなんらかの理由で引火したもの。	1
柏・白井・鎌ヶ谷 環境衛生組合	燃やさないごみにて排出されたスプレー缶の混入によりパッカー車にて圧縮した際に爆発し、パッカー部分において火災が発生した。	2
安房郡市 広域市町村圏事務組合	搬入された粗大ゴミの受入供給コンベア上部のゴミから出火。	1
長生郡市広域 市町村圏組合	不燃ごみ収集の際、収集車の中でスプレー缶等が原因と思われる爆発・火災が発生した。	1
県合計		72